

デザイン保護法(旧デザイン法)

1961.12.31 法律第 951 号
1973.2.8 法律第 2057 号
1973.12.31 法律第 2660 号
1976.12.31 法律第 2957 号
(政府組織法中改正法律)
1980.12.31 法律第 3327 号
1982.11.29 法律第 3568 号
1986.12.31 法律第 3894 号
1990.1.13 法律第 4208 号
〔全文改正〕
1993.3.6 法律第 4541 号
(政府組織法中改正法律)
1993.12.10 法律第 4595 号
1995.1.5 法律第 4894 号
1995.12.29 法律第 5082 号
1997.4.10 法律第 5329 号
(特許法中改正法律)
1997.8.22 法律第 5354 号
1998.9.23 法律第 5576 号
(特許法中改正法律)
1999.9.7 法律第 6024 号
2001.2.3 法律第 6413 号
2002.1.26 法律第 6626 号
(民事訴訟法中改正法律)
2002.12.11 法律第 6767 号
2004.12.31 法律第 7289 号
2005.5.3 法律第 7554 号
2007.1.3 法律第 8187 号
2007.4.11 法律第 8357 号
2007.5.17 法律第 8456 号
2008.2.29 法律第 8852 号
2008.12.26 法律第 9223 号
2009.1.30 法律第 9381 号
2009.6.9 法律第 9764 号
2010.2.4 法律第 10012 号
2011.6.30 法律第 10809 号
2011.12.2 法律第 11111 号
2013.3.23 法律第 11690 号
2013.7.30 法律第 11962 号
2013.5.28 法律第 11848 号
〔全文改正〕
2014.1.21 法律第 12288 号
2016.1.27 法律第 13840 号
2016.2.29 法律第 14032 号

第1章 総則

第1条【目的】この法律は、デザインの保護と利用を図ることにより、デザインの創作を奨励し、もって産業発展に寄与することを目的とする。

〈改正 2013.5.28〉

第2条【定義】この法律で使用する用語の意味は次の通りである。〈改正 1995.12.29、2001.2.3、2013.5.28〉

1. “デザイン”とは、物品〔物品の部分(第 42 条は除く)及び文字体を含む。以下同じ〕の形状・模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。〈改正 2001.2.3、2004.12.31、2013.5.28〉

2.“文字体”とは記録や表示又は印刷等に使用するために、共通的な特徴を持った形態を作られた一組のフォント(数字、文章符号及び記号等の形態を含む)をいう。

〈新設 2004.12.31〉〈改正 2013.5.28〉

3.“登録デザイン”とは、デザイン登録を受けているデザインをいう。

〈改正 2013.5.28〉

4.“デザイン登録”とは、デザイン審査登録及びデザイン無審査登録をいう。

〈改正 2013.5.28〉

5.“デザイン審査登録”とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件のすべてを備えているのかを審査して行うデザイン登録をいう。

〈改正 2013.5.28〉

6.“デザイン無審査登録”とは、デザイン登録出願がこの法律によるデザインの登録要件中、第 26 条第 2 項の規定により適用が除外される登録要件以外の登録要件を備えているかを審査して行うデザイン登録をいう。

〈改正 2013.5.28〉

7.“実施”とは、デザインに係る物品を製造・使用・譲渡・貸与・輸入するか、又はその物品を譲渡又は貸渡するために請約(譲渡や貸渡のための展示を含む。以下同じ。)をする行為をいう。

〈改正 2011.6.30、2013.5.28〉

第 3 条【デザイン登録を受けることができる者】

①デザインを創作した人又はその承継人はこの法律で定めるところによりデザイン登録を受けることができる権利を有する。但し、特許庁又は特許審判院の職員は相続又は遺贈を受ける場合を除き、在職中デザイン登録を受けることができない。〈改正 1993.12.10、1995.1.5、2001.2.3、2013.5.28〉

②2名以上が共同してデザインを創作した場合には、デザイン登録を受けることができる権利を共有とする。〈改正 1993.12.10、2013.5.28〉

第 4 条【未成年者などの行為能力】

①未成年者・被限定後見人又は被成年後見人は、法定代理人によらなければ、デザイン登録に関する出願・請求、その他の手続(以下、「デザインに関する手続」という)を行なうことができない。但し、未成年者と被限定後見人が独立して法律行為をすることができる場合にはその限りではない。

〈改正 2009.6.9、2013.5.28〉

②第 1 項の法定代理人は後見監督人の同意無しに、相手方が請求したデザイン一部無審査登録異議申立・審判又は再審に対する手続を行なうことができる。

〈新設 2009.6.9、2013.5.28〉 [施行日:2013.7.1] 第 4 条

第4条の2【法人ではない社団など】

法人ではない社団又は財団として、代表者又は管理人を定めていない場合には、その社団又は財団の名義でデザイン無審査登録異議申立人、審判の請求人及び被請求人又は再審の請求人及び被請求人になることができる。

<新設 2009.6.9>

第4条の3【在外者のデザイン管理人】

① 国内に住所又は営業所がない者(以下、「在外者」という)は、在外者(法人である場合にはその代表者)が国内に滞在する場合を除いてはその在外者のデザインに関する代理人として国内に住所又は営業所がある者(以下、「デザイン管理人」という)によらなければデザインに関する手続を行なったり、同法又は同法による命令によって行政庁が行った処分に対して訴を提起することが出来ない。

② デザイン管理人は委任された権限の範囲でデザインに関する手続及び同法又は同法による命令によって行政庁が行った処分に関する訴訟に対して本人を代理する。

<新設 2009.6.9>

第4条の4【代理権の範囲】

国内に住所又は営業所がある者からデザインに関する手続を行なうことを委任された代理人は、特別に権限を委任されなければ次の各号に該当する行為を行うことが出来ない。

1. デザイン登録出願の放棄・取下げ、デザイン権の放棄
2. 申請の取下げ
3. 請求の取下げ
4. 第67条の2又は第67条の3による審判請求
5. 複代理人の選任

<新設 2009.6.9>

第4条の5【代理権の証明】

デザインに関する手続を行なう者の代理人(デザイン管理人を含む。以下、同じ)の代理権は書面で証明しなければならない。

<新設 2009.6.9>

第4条の6【行為能力などの欠陥に対する追認】

行為能力又は法定代理権がないか、デザインに関する手続を行なうのに必要な権限の委任に欠陥がある者が行なった手続は、補正された当事者や法定代理人の追認があれば行為時に遡及してその効力が発生する。

<新設 2009.6.9>

第4条の7【代理権の不消滅】

デザインに関する手続を行なう者の委任による代理人の代理権は、次の各号の事由で消滅しない。

1. 本人の死亡や行為能力の喪失
2. 本人である法人の合併による消滅
3. 本人である受託者の信託任務の終了

4. 法定代理人の死亡や行為能力の喪失
 5. 法定代理人の代理権の消滅や変更
- 〈新設 2009.6.9〉

第4条の8【個別代理】

デザインに関する手続を行なう者の代理人が2人以上であれば、特許庁長又は特許審判院長に対して各々の代理人が本人を代理する。

〈新設 2009.6.9〉

第4条の9【代理人の解任等】

- ① 特許庁長又は審判長は、デザインに関する手続を行なう者がその手続を円滑に遂行することができなかったり、口述審理で陳述する能力がないと認められる等、その手続を行なうのに適当ではないと認められれば、代理人によってその手続を行なうように命じることができる。
 - ② 特許庁長又は審判長は、デザインに関する手続を行なう者の代理人がその手続を円滑に遂行することができなかったり、口述審理で陳述する能力がないと認められる等、その手続を行なうのに適当ではないと認められれば、その代理人を変えることを命じることができる。
 - ③ 特許庁長又は審判長は、第1項及び第2項の場合に弁理士により代理することを命じることができる。
 - ④ 特許庁長又は審判長は、第1項又は第2項によって命令をした後、第1項又は第2項による代理人の選任又は解任前に第1項のデザインに関する手続を行なった者又は第2項の代理人が特許庁長又は特許審判院長に対して行ったデザインに関する手続の全て又は一部を無効とすることができます。
- 〈新設 2009.6.9〉

第4条の10【複数当事者の代表】

① 2人以上が共同でデザインに関する手続を行なう時には、次の各号のいずれに該当する事項を除いては、各自が全員を代表する。但し、代表者を選定して特許庁長又は特許審判院長に申告すれば、その代表者が全員を代表する。

1. デザイン登録出願の放棄・取下げ
2. 申請の取下げ
3. 請求の取下げ
4. 第67条の2又は第67条の3による審判請求

② 第1項の但書によって申告した時には代表者として選任された事実を書面で証明しなければならない。

〈新設 2009.6.9〉

第4条の11【「民事訴訟法」の準用】

同法において、代理人に関して特別な規定があるものを除いては「民事訴訟法」の第1編第2章第4節を準用する。

<新設 2009.6.9>

第4条の12【在外者の裁判管轄】

在外者のデザイン権又はデザインに関する権利に関してデザイン管理人があれば、そのデザイン管理人の住所又は営業所を、デザイン管理人がなければ特許庁所在地を「民事訴訟法」第11条による財産がある所とみなす。

<新設 2009.6.9>

第4条の13【期間の計算】

同法又は同法による命令による期間の計算は次の各号に従う。

1. 期間の初日は算入しない。但し、その期間が午前0時から始まる時にはその限りではない。
2. 期間を月又は年と定めた時には暦によって計算する。
3. 月又は年の初めから期間を起算しない時には、最後の月又は年でその起算日に該当する日の前日で期間が満了する。但し、月又は年で定めた場合に最後の月に該当日がなければ、その月の末日で期間が満了する。
4. デザインに関する手続において、期間の末日が土曜日や公休日(「勤労者の日制定に関する法律」による勤労者の日を含む)に該当すれば、期間はその次の日で満了する。

<新設 2009.6.9>

第4条の14【期間の延長等】

① 特許庁長又は特許審判院長は、請求によって又は職権で第29条の3によるデザイン無審査登録異議申立理由などの補正期間、第67条の2又は第67条の3による審判の請求期間を1回に限って30日以内で延長することができる。但し、交通が不便な地域にいる者の場合には、その回数及び期間を追加で延長することができる。

② 特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官は、同法によってデザインに関する手続を行なう期間を定めた時には請求によってその期間を短縮又は延長したり、職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長等は該当手続の利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮又は延長可否を決定しなければならない。

③ 審判長又は審査官は同法によってデザインに関する手続を行なう期日を定めた時には請求によって又は職権でその期日を変更することができる。

<新設 2009.6.9>

第4条の15【手続の無効】

① 特許庁長又は特許審判院長は、第17条による補正命令を受けた者が指定された期間以内にその補正をしなければデザインに関する手続を無効にすることができる。

② 特許庁長又は特許審判院長は、第1項によってデザインに関する手続が無効となった場合であって、指定された期間を守らなかったことが補正命令を受けた者が責任を負うことができない事由によるものと認められれば、その事由が消滅した日から14日以内に補正命令を受けた者の請求によりその無効処分を取消すことができる。但し、指定された期間の満了日から1年が過ぎた時にはその限りではない。

③ 特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項による無効処分又は第 2 項の柱書きによる無効処分の取消処分をする時にはその補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

<新設 2009.6.9>

第 4 条の 16【手続の事後補完】

デザインに関する手続を行なった者の責任ではない事由によって第 67 条の 2 又は第 67 条の 3 による審判の請求期間、第 73 条の 3 による再審の請求期間を守ることができなかつた時には、その事由が消滅した日から 14 日以内に守れなかつた手続を、追つて補完することができる。但し、その期間の満了日から 1 年が過ぎた時にはその限りではない。

<新設 2009.6.9>

第 4 条の 17【手続の効力の承継】

デザイン権又はデザインに関する権利に関して行なった手続の効力は、そのデザイン権又はデザインに関する権利の承継人に及ぼす。

<新設 2009.6.9>

第 4 条の 18【手続の続行】

特許庁長又は審判長は、デザインに関する手続が特許庁又は特許審判院に係属中にデザイン権又はデザインに関する権利が移転になれば、そのデザイン権又はデザインに関する権利の承継人に対してその手続を続行させることができる。

<新設 2009.6.9>

第 4 条の 19【手続の中断】

デザインに関する手続が次の各号のいずれに該当する場合には、特許庁又は特許審判院に係属中である手続は中断される。但し、手続を行なうことを委任された代理人があればその限りではない。

1. 当事者が死亡した場合
2. 当事者である法人が合併によって消滅した場合
3. 当事者が手続を行なう能力を喪失した場合
4. 当当事者の法定代理人が死亡したりその代理権を喪失した場合
5. 当当事者の信託による受託者の任務が終わった場合
6. 第 4 条の 10 第 1 項の各号以外の部分の但書による代表者が死亡したり、その資格を喪失した場合
7. 破産官財人など一定の資格によって自分名義で他人のために当事者となった者がその資格を失ったり、死亡した場合

<新設 2009.6.9>

第 4 条の 20【中断された手続の受継】 第 4 条の 19 によって特許庁又は特許審判院に係属中である手続が中断された時には、次の各号のいずれに該当する者がその手続を受継しなければならない。

1. 第 4 条の 19 第 1 号の場合には、その相続人・相続財産管理人又は法律によって手続を続行する者。但し、相続人は相続を放棄することができる時までその手続を受継することができない。

2. 第4条の19第2号の場合には、合併によって設立されたり合併後存続する法人
 3. 第4条の19第3号及び第4号の場合には、手続を行なう能力を回復した当事者又は法定代理人となった者
 4. 第4条の19第5号の場合には、新しい受託者
 5. 第4条の19第6号の場合には、新しい代表者又は各当事者
 6. 第4条の19第7号の場合には、同じ資格を持った者
- <新設 2009.6.9>

第4条の21【受継申請】

- ① 第4条の19によって中断された手続に関する受継申請は、第4条の20各号に規定された者及び相手方もできる。
 - ② 特許庁長又は審判長は、第4条の19によって中断された手続に関する受継申請がある時にはこれを相手方に知らせなければならない。
 - ③ 特許庁長又は審判官は、第4条の19によって中断された手続に関する受継申請に対して、職権で調査し理由がないと認めた時には決定で棄却しなければならない。
 - ④ 特許庁長又は審判官は、決定又は審決の謄本を送達した後に中断された手続に関する受継申請に対しては受継するかどうかの可否を決定しなければならない。
 - ⑤ 特許庁長又は審判官は、第4条の20に規定された者が中断された手続を受継しなければ、職権で期間を定めて受継を命じなければならない。
 - ⑥ 第5項による期間に受継しなければ、その期間が満了される日の次の日に受継したこととみなす。
 - ⑦ 特許庁長又は審判長は、第6項によって受継があるものとみなす場合には、これを当事者に知らせなければならない。
- <新設 2009.6.9>

第4条の22【手続の中止】

- ① 特許庁長又は審判官が天災地変やその他の不回避な事由によってその職務を行なえない時には、特許庁又は特許審判院に係属中である手続はその理由がなくなる時まで中止になる。
 - ② 当事者に一定していない期間特許庁又は特許審判院に係属中である手続を続行出来ない障害事由が生れた場合には、特許庁長又は審判官は、決定でその手続の中止を命じることができる。
 - ③ 特許庁長又は審判官は、第2項による決定を取消すことができる。
 - ④ 第1項及び第2項による中止又は第3項による取消を行った時には、特許庁長又は審判長はこれを各々当事者に知らせなければならない。
- <新設 2009.6.9>

第4条の23【中断又は中止の効果】

デザインに関する手続が中断されたり中止となつた場合には、その期間の進行は停止してその手続の受継通知を行つたりその手続を続行した時から全体期間が新しく進行になる。

<新設 2009.6.9>

第4条の24【外国人の権利能力】

在外者中の外国人は、次の各号のいずれに該当する場合を除いてデザイン権又はデザインに関する権利を享有することが出来ない。

- 1.その者が属する国家で、大韓民国の国民に対してその国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに関する権利の享有を認める場合
- 2.大韓民国がその外国人に対してデザイン権又はデザインに関する権利の享有を認める場合には、その者が属する国家で大韓民国の国民に対してその国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに関する権利の享有を認める場合
- 3.条約及びこれに準するもの(以下、「条約」という)によってデザイン権又はデザインに関する権利の享有を認めている場合

<新設 2009.6.9>

第4条の25 <削除 2011.12.20>

第4条の26【書類提出の効力発生時期】

① 同法又は同法による命令によって特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書・請求書、その他の書類(物件を含む。以下、同条で同様である)は、特許庁長又は特許審判院長に到達した日からその効力が発生する。

② 第1項の出願書・請求書、その他の書類を郵便で特許庁長又は特許審判院長に提出する場合に、郵便物の通信日付印で表示された日が明らかな場合には、その表示された日、その表示された日が不明な場合には郵便物の受領証によって証明した日に特許庁長又は特許審判院長に到達したものとみなす。但し、デザイン権及びデザインに関する権利の登録申込書類を郵便で提出する場合にはその限りではない。

③ 第1項及び第2項に規定されたもの以外の郵便物の遅延、郵便物の亡失及び郵便業務の中止による書類提出に必要な事項は知識経済部令で定める。

<新設 2009.6.9>

第4条の27【固有番号の記載】

① デザインに関する手続を行なう者の中、知識経済部令に定める者は、特許庁長又は特許審判院長に自身の固有番号の附与を申請しなければならない。

② 特許庁長又は特許審判院長は、第1項による申請がある場合に申請人の固有番号を附与してこれを知らせなければならない。

③ 特許庁長又は特許審判院長は、第1項によって固有番号の附与申請をしない者に対しは職権で固有番号を附与してこれを知らせなければならない。

④ 第2項又は第3項によって固有番号を与えられた者がデザインに関する手続を行なう場合には、知識経済部令に定める書類に自身の固有番号を記載しなければならない。この場合、同法又は同法による命令の規定にもかかわらず該当書類に住所(法人である場合には営業所の所在地)を書かなくてもよい。

⑤ デザインに関する手続を行なう者の代理人に関しては、第1項から第4項までの規定を準用する。

⑥ 固有番号の附与申請、固有番号の附与及び通知、その他に固有番号に必要な事項は知識経済部令で定める。

<新設 2009.6.9>

第4条の28【電子文書によるデザインに関する手続の遂行】

① デザインに関する手続を行なう者は、同法によって特許庁長又は特許審判院長に提出するデザイン登録出願書、その他の書類を知識経済部令で定める方式によって電子文書化して、これを情報通信網を利用して提出したり、フロッピーディスク又は光ディスク等の電子的記録媒体に収録して提出できる。

② 第1項によって提出された電子文書は、同法によって提出された書類と同様の効力を持つ。

③ 第1項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、該当文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認した時に、特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で受付されたものとみなす。

④ 第1項によって電子文書で提出できる書類の種類・提出方法、その他に電子文書による書類の提出に必要な事項は、知識経済部令に定める。

<新設 2009.6.9>

第4条の29【電子文書利用申告及び電子署名】

① 電子文書によってデザインに関する手続を行おうとする者は、予め特許庁長又は特許審判院長に電子文書利用申告を行わなければならず、特許庁長又は特許審判院長に提出する電子文書に提出人を識別できるように電子署名を行わなければならない。

② 第4条の28によって提出された電子文書は第1項による電子署名を行った者が提出したものとみなす。

③ 第1項による電子文書利用申告の手続、電子署名の方法などに必要な事項は知識経済部令に定める。

<新設 2009.6.9>

第4条の30【情報通信網を利用した通知等の遂行】

- ① 特許庁長・特許審判院長・審判長・審判官・審査長又は審査官は、第4条の29第1項によって電子文書利用申告を行った者に書類の通知及び送達(以下、「通知等」という)をしようという場合には情報通信網を利用して行うことができる。
- ② 第1項によって情報通信網を利用した書類の通知などは、書面にしたものと同じ効力を持つ。
- ③ 第1項による書類の通知などは、該当通知などを受ける者が使用する電算情報処理組織のファイルに記録された時に、特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で到達したものとみなす。
- ④ 第1項によって情報通信網を利用して行なう通知等の種類・方法などに必要な事項は、知識経済部令に定める。

<新設 2009.6.9>

第5条【法人ではない社団など】 法人ではない社団又は財団として代表者又は管理人が定めてある場合には、その社団又は財団の名義でデザイン一部審査登録の異議申立人、審判の請求人又は再審の請求人・被請求人になることができる。

[全文改正 2013.5.28]

第6条【在外者のデザイン管理人】

① 国内に住所又は営業所がない者(以下、「在外者」とする)は、在外者(法人である場合にはその代表者)が国内に滞留する場合を除いては、その在外者のデザインに関する代理人として国内に住所又は営業所がある者(以下、「デザイン管理人」とする)によらなければ、デザインに関する手続を行なうか、同法又は同法による命令により、行政庁が行った処分に対して訴を提起することが出来ない。

[全文改正 2013.5.28]

② デザイン管理人は、委任された権限の範囲内でデザインに関する手続及び同法又は同法による命令により、行政庁が行った処分に関する訴訟で本人を代理する。

[全文改正 2013.5.28]

第7条【代理権の範囲】 国内に住所又は営業所がある者からデザインに関する手続を行なうことを委任された代理人(デザイン管理人を含む。以下、同じ)は、特別に権限を委任されていない場合は、次の各号の行為をすることが出来ない。

1. デザイン登録出願の放棄・取消、デザイン権の放棄
2. 申請の取消
3. 請求の取消
4. 第119条又は第120条による審判請求
5. 複代理人の選任

[全文改正 2013.5.28]

第 8 条【代理権の証明】 デザインに関する手続を行なう者の代理人の代理権は、書面で証明しなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第 9 条【行為能力などの欠陥に対する追認】 行為能力又は法定代理権がないかデザインに関する手続を行なうに必要な権限の委任に欠けがある者が行った手続きは、補正された当事者や法定代理人が追認すると行為をした時に遡及してその効力が発生する。

[全文改正 2013.5.28]

第 10 条【代理権の不消滅】 デザインに関する手続を行う者の委任を受けた代理人の代理権は、次の各号の事由があっても消滅しない。

1. 本人の死亡や行為能力の喪失
2. 本人である法人の合併による消滅
3. 本人である受託者の信託任務の終了
4. 法定代理人の死亡や行為能力の喪失
5. 法定代理人の代理権の消滅や変更

[全文改正 2013.5.28]

第 11 条【個別代理】 デザインに関する手続を行なう者の代理人が 2 人以上であれば、特許庁長又は特許審判院長に対して各々の代理人が本人を代理する。

[全文改正 2013.5.28]

第 12 条【代理人の選任又は交替命令など】

①特許庁長又は第 132 条により指定された審判長(以下、「審判長」とする)は、デザインに関する手続を行なう者がその手続を円滑に遂行することが出来ないか、口述審理で陳述する能力がないと認められるなど、その手続を行うのに適当ではないと認められれば、代理人がその手続を行なうことを命じることが出来る。

②特許庁長又は審判長は、デザインに関する手続を行なう者の代理人がその手続を円滑に遂行することが出来ないか、口述審理で陳述する能力がないと認められるなど、その手続を行なうのに適当ではないと認められれば、その代理人を変えることを命じることが出来る。

③ 特許庁長又は審判長は第 1 項及び第 2 項の場合に、弁理士をして代理させることを命じることができる。

④ 特許庁長又は審判長は、第1項又は第2項により代理人の選任又は交替命令を行う場合には、第1項によるデザインに関する手続を行なう者又は第2項による代理人がその前に特許庁長又は特許審判院長に対してしたデザインに関する手続の全部又は一部をデザインに関する手続を行なう者の申請により無効にすることができます。

[全文改正 2013.5.28]

第13条【複数当事者の代表】

① 2人以上が共同でデザインに関する手続を行なう際には、次の各号のいずれかひとつに該当する事項を除いては、各自が全員を代表する。但し、代表者を選定して特許庁長又は特許審判院長に申告すれば、その代表者が全員を代表する。

1. デザイン登録出願の放棄・取下
2. 申請の取下
3. 請求の取下
4. 第52条による出願公開の申請
5. 第119条又は第120条による審判請求

② 第1項の但書により申告する場合には、代表者で選任された事実を書面で証明しなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第14条【「民事訴訟法」の準用】 同法で代理人に関して特別に規定したことを除いては、「民事訴訟法」第1篇第2章第4節を準用する。

[全文改正 2013.5.28]

第15条【在外者の裁判管轄】 在外者のデザイン権又はデザインに関する権利に関してデザイン管理人があれば、そのデザイン管理人の住所又は営業所を、デザイン管理人がなければ、特許庁所在地を「民事訴訟法」第11条により財産がある処とみなす。

[全文改正 2013.5.28]

第16条【期間の計算】 同法又は同法による命令で定めた期間の計算は、次の各号による。

1. 期間の初日は、計算に入れない。但し、その期間が午前0時から始まる場合には、その限りではない。
2. 期間を月又は年に定めた場合には、暦により計算する。

3. 月又は年の最初から期間を起算しない場合には、最後の月又は年でその起算日に該当する日の前日に期間が満了する。但し、月又は年で定めた場合に、最後の月に該当する日がなければ、その月の最後日で期間が満了する。

4. デザインに関する手続で期間の最終日が土曜日や公休日(「勤労者の日の制定に関する法律」による勤労者の日を含む)に該当すると、期間はその次の日で満了する。

[全文改正 2013.5.28]

第 17 条【期間の延長など】

① 特許庁長又は特許審判院長は請求により、又は職権で第 69 条によるデザイン一部審査登録異議申立理由などの補正期間、第 119 条又は第 120 条による審判の請求期間を 30 日以内で 1 回のみ延長することができる。但し、交通が不便な地域にいる者の場合には、産業通商資源部令で定めることによりその回数及び期間を追加で延長することが出来る。

② 特許庁長・特許審判院長・審判長又は第 58 条による審査官(以下、“審査官”とする)は、同法によりデザインに関する手続を行なう期間を定めた場合には、請求によりその期間を短縮又は延長するか職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長などは手続の利害関係人の利益が不当に侵害されないよう短縮又は延長要否を決定しなければならない。

③ 審判長又は審査官は、同法によりデザインに関する手続を行なう期限日を定めた場合には、請求により職権でその期限日を変更することができる。

[全文改正 2013.5.28]

第 18 条【手続の無効】

① 特許庁長又は特許審判院長は、第 47 条による補正命令を受けた者が指定された期間内にその補正を行わない場合、デザインに関する手続を無効にすることができます。

② 特許庁長又は特許審判院長は第 1 項によりデザインに関する手続が無効となった場合に指定された期間を守らなかったことが補正命令を受けた者が責任を取れない事由によるものと認めれば、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内に補正命令を受けた者の請求によりその無効処分を取り消すことが出来る。但し、指定された期間の満了日から 1 年が過ぎた時には、その限りではない。

③ 特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項による無効処分又は第 2 項の本文による無効処分の取消処分をする時には、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第 19 条【手続の事後補完】 デザインに関する手続を行なった者が責任を負うことができない事由で次の各号による期間を守らなかった場合には、その事由が消滅した日から **2 ヶ月** 以内に守れなかった手続を後日補完することができる。但し、その期間の満了日から 1 年が過ぎた時にはその限りではない。

1. 第 119 条又は第 120 条による審判の請求期間
2. 第 160 条による再審請求の期間

[全文改正 2013.5.28] <改正 2016.2.29>

第 20 条【手続の効力承継】 デザイン権又はデザインに関する権利に関して行なった手続の効力は、そのデザイン権又はデザインに関する権利の承継人に及ぼす。

[全文改正 2013.5.28]

第 21 条【手続の続行】 特許庁長又は審判長はデザインに関する手続が特許庁又は特許審判院に係属中である場合、デザイン権又はデザインに関する権利が移転されれば、そのデザイン権又はデザインに関する権利の承継人に対してその手続を続行させることができる。

[全文改正 2013.5.28]

第 22 条【手続の中止】 デザインに関する手続が次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、特許庁又は特許審判院に継続中である手続は中断される。但し、手続を行なうことを委任された代理人がある場合にはその限りではない。

1. 当事者が死亡した場合
2. 当事者である法人が合併により消滅した場合
3. 当事者が手続を行なう能力を喪失した場合
4. 当当事者の法定代理人が死亡したか、その代理権を喪失した場合
5. 当当事者の信託による受託者の任務が終わった場合
6. 第 13 条第 1 項の各号以外の部分の但書による代表者が死亡したか、その資格を喪失した場合
7. 破産管財人など一定の資格により自らの名義で他の人のために当事者とがなった者がその資格を喪失したか死亡した場合

[全文改正 2013.5.28]

第 23 条【中断された手続の受継】 第 22 条により特許庁又は特許審判院に継続中である手続が中断された場合には、次の各号の区分による者がその手続を受継しなければならない。

1. 第 22 条第 1 号の場合：その相続人・相続財産管理人又は法律により手続を続行する者。但し、相続人は相続を放棄することが出来る期間内にはその手続を受継することができない。
2. 第 22 条第 2 号の場合：合併により設立されたか合併後存続する法人

3. 第 22 条第 3 号及び第 4 号の場合：手続を行う能力を回復した当事者又は法定代理人となつた者

4. 第 22 条第 5 号の場合：新しい受託者

5. 第 22 条第 6 号の場合：新しい代表者又は各当事者

6. 第 22 条第 7 号の場合：同じ資格を持つ者

[全文改正 2013.5.28]

第 24 条【受継申請】

① 第 22 条により中断された手続に関する受継申請は、第 23 条の各号に規定された者が行なうことができる。この場合、その相手方は特許庁長又は第 130 条による審判官(以下、“審判官”とする)に第 23 条の各号に規定された者に対して受継申請することを命じるように要請することが出来る。

② 特許庁長又は審判長は、第 22 条により中断された手続に関する受継申請があつた時には、その事実を相手方に知らせなければならない。

③ 特許庁長又は審判官は、第 22 条により中断された手続に関する受継申請に対して職権で調査し理由がないと認めれば、決定で棄却しなければならない。

④ 特許庁長又は審判官は、第 23 条の各号に規定された者が中断された手続を受継しなければ、職権で期間を定めて受継を命じなければならない。

⑤ 第 4 項により受継命令を受けた者が同項による期間に受継しなければ、その期間が終わる日の次の日に受継したこととみなす。

⑥ 特許庁長又は審判長は、第 5 項により受継があるものとみなす場合には、その事実を当事者に知らせなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第 25 条【手続の中止】

① 特許庁長又は審判官が天災地変やその他の不可避の事由でその職務を遂行することができない時には、特許庁又は特許審判院に継続中である手続はその事由がなくなるまでに中止される。

② 当事者に特許庁又は特許審判院に継続中である手続を続行することができない障害事由が生じた場合には、特許庁長又は審判官は決定で障害事由が解消されるまでその手続の中止を命じることができる。

③ 特許庁長又は審判官は第 2 項による決定を取り消すことができる。

④ 第1項及び第2項による中止又は第3項による取消をした時には特許庁長又は審判長はその事実を各々当事者に知らせなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第26条【中断又は中止の効果】 デザインに関する手続が中断されるか中止された場合にはその期間の進行は中止され、その手続の受継通知をするか、その手続を続行した時から全体期間が新しく進行される。

[全文改正 2013.5.28]

第27条【外国人の権利能力】 在外者である外国人は次の各号のいずれかひとつに該当する場合を除いては、デザイン権又はデザインに関する権利を享受することができない。

1. その外国人が属する国家において、大韓民国の国民に対してその国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合
2. 大韓民国がその外国人に対してデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合には、その外国人が属する国家において大韓民国の国民に対してその国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合
3. 条約及びこれに準するもの(以下、“条約”とする)により、デザイン権又はデザインに関する権利が認められる場合

[全文改正 2013.5.28]

第28条【書類提出の効力発生時期】

① 同法又は同法による命令により特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書・請求書、その他の書類(物件を含む。以下、同条において同じ)は、特許庁長又は特許審判院長に到達する日からその効力が発生する。

② 第1項の出願書・請求書、その他の書類を郵便で特許庁長又は特許審判院長に提出する場合には、次の各号の区分による日に特許庁長又は特許審判院長に到達したものとみなす。但し、デザイン権及びデザインに関する権利の登録申請書類を郵便で提出する場合には、その書類が特許庁長又は特許審判院長に到達した日から効力が発生する。

1. 郵便物の通信日付印から表示された日が明確な場合 : 表示された日
 2. 郵便物の通信日付印から表示された日が明確ではない場合 : 郵便物受領証により証明された日
- ③ 第1項及び第2項で規定された事項以外に郵便物の遅延、郵便物の亡失及び郵便業務の中止による書類提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第 29 条【固有番号の記載】

- ① デザインに関する手続を行なう者は、産業通商資源部令で定めるところにより、特許庁長又は特許審判院長に自らの固有番号の付与を申請しなければならない。
- ② 特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項による申請を受ければ、申請人に固有番号を付与し、その事実を知らせなければならない。
- ③ 特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項により固有番号を申請しない者には職権で固有番号を付与しその事実を知らせなければならない。
- ④ 第 2 項又は第 3 項により固有番号を付与された者がデザインに関する手続を行う場合には、産業通商資源部令で定める書類に自らの固有番号を記載しなければならない。
この場合、この法律又はこの法律に基づく命令にもかかわらず、その書類に住所(法人の場合には、営業所の所在地をいう)を書かないこともある。
- ⑤ デザインに関する手続を行なう者の代理人に関しては、第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。
- ⑥ 固有番号の付与申請、固有番号の付与及び通知、その他に固有番号に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第 30 条【電子文書によるデザインに関する手続の遂行】

- ① デザインに関する手続を行なう者は、同法により特許庁長又は特許審判院長に提出するデザイン登録出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式により電子文書化し、これを情報通信網を利用して提出するか又は移動式貯蔵装置又は光ディスクなど電子的記録媒体に収録して提出することが出来る。
- ② 第 1 項により提出された電子文書は、同法により提出された書類と同様の効力を持つ。
- ③ 第 1 項により情報通信網を利用して提出された電子文書は、その文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認できる時に特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で受付されたものとみなす。
- ④ 第 1 項により電子文書で提出できる書類の種類・提出方法、その他に電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第 31 条【電子文書利用申告及び電子署名】

- ① 電子文書でデザインに関する手続を行なうとする者は、前もって特許庁長又は特許審判院長に電子文書利用申告をしなければならず、特許庁長又は特許審判院長に提出する電子文書に提出人を識別できるように電子署名をしなければならない。
- ② 第30条により提出された電子文書は、第1項による電子署名をした者が提出したものとみなす。
- ③ 第1項により電子文書の利用申告の手続、電子署名の方法などについて必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第32条【情報通信網を利用した通知などの遂行】

- ① 特許庁長、特許審判院長、審判長、審判官、第70条第3項により指定された審査長(以下、「審査長」とする)又は審査官は第31条第1項により電子文書の利用申告をした者に書類の通知及び送達(以下、「通知など」とする)を使用とする場合には、情報通信網を利用して行なうことが出来る。
- ② 第1項により情報通信網を利用した書類の通知などは、書面にしたものと同一の効力を持つ。
- ③ 第1項による書類の通知などは、その通知などを受ける者が自らが使用する電算情報処理組織を通じてその書類を確認した時に、特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で到達したものとみなす。
- ④ 第1項により情報通信網を利用して行なう通知などの種類・方法などについて必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第2章 デザイン登録要件及びデザイン登録出願 <改正 2013.5.28>

第33条【デザイン登録の要件】

- ① 工業上利用することができるデザインであって、次の各号のいずれかひとつに該当するものを除いては、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に韓国内又は国外において公知されたか公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に韓国内又は国外において頒布された刊行物に掲載されたか電気通信回線を通じて公衆が利用可能になったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインに類似するデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野において通常の知識を有する者が、次の各号のいずれかひとつにより容易に創作することが出来るデザイン(第1項の各号のいずれかひとつに該当するデザインは除く)は、第1項にも係らず登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合

2. 韓国内又は外国で広く知られた形象・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後に、第52条、第56条又は第90条第3項によりデザイン公報に掲載された他のデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日の前に出願されたものと限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一するか類似する場合に、そのデザインは第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。但し、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同一である場合にはその限りではない。

[全文改正 2013.5.28]

第34条【デザイン登録を受けることができないデザイン】

次の各号のいずれか一つに該当するデザインについては、第33条にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1. 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章その他の公共機関等の標章と外国の国旗、国章又は国際機関等の文字や標識と同一するか類似するデザイン

2. デザインが与える意味や内容等が一般人の通常的な道徳観念である善良な風俗に反したり、公共秩序を害するおそれがあるデザイン<改正 2007.1.3 >

3. 他人の業務と関連された物品と混同をもたらすおそれがあるデザイン

4. 物品の機能を確保するのに不可欠な形状のみからなるデザイン

[全文改正 2013.5.28]

第35条【関連デザイン】

①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自己の登録デザイン又はデザイン登録出願をしたデザイン(「基本デザイン」とする)とのみ類似するデザイン(以下、「関連デザイン」とする)については、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限って、第33条第1項各号及び第46条第1項第2項にもかかわらず関連デザインでデザイン登録を受けることができる。

②第1項により登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインとのみ類似するデザインは、デザイン登録を受けることができない。

③ 基本デザインのデザイン権に第 97 条による専用実施権(以下、「専用実施権」とする)が設定されている場合には、その基本デザインに関する関連デザインについては第 1 項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

[全文改正 2013.5.28]

第 36 条【新規性喪失の例外】

① デザイン登録を受けることができる権利を有する者のデザインが第 33 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当することになった場合、そのデザインはその日から 6 カ月以内にその者がデザイン登録出願したデザインについて同条第 1 項及び第 2 項を適用することにおいては、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当しないものとみなす。

但し、そのデザインが条約や法律により韓国内又は外国で出願公開又は登録公告された場合には、その限りでない。

② 第 1 項の本文の適用を受けようとする者は、次の各号のいずれかひとつに該当する時にその趣旨を記載した書面とこれを証明できる書類を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 第 37 条によるデザイン登録出願書を提出する時。この場合証明することができる書類はデザイン登録出願日から 30 日以内に提出しなければならない。
2. 第 63 条第 1 項による拒絶理由通知に対する意見書を提出する時
3. 第 68 条第 3 項によるデザイン一部審査登録異議申請に対する答弁書を提出する時
4. 第 134 条第 1 項による審判請求(デザイン登録無効審判の場合に限定する)に対する答弁書を提出する時

[全文改正 2013.5.28]

第 37 条【デザイン登録出願】

①①デザイン登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載したデザイン登録出願書又を特許庁長に提出しなければならない。

1. デザイン登録出願人の氏名及び住所(法人である場合にはその名称・営業所の所在地)
2. デザイン登録出願人の代理人がある場合は、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)
3. デザインの対象となる物品及び第 40 条第 2 項による物品類(以下、「物品類」とする)
4. 単独のデザイン登録出願又は関連デザイン登録出願(以下、「関連デザイン登録出願」とする)要否

5. 基本デザインのデザイン登録番号又はデザイン登録出願番号(第35条第1項により関連デザインとしてデザイン登録を受けようとする場合のみ該当する。)

6. デザインを創作した者の姓名及び住所

7. 第41条による複数デザイン登録出願要否

8. デザインの数及び各デザインの一連番号(第41条により複数デザイン登録出願をする場合のみに該当する)

9. 第51条第3項に規定された事項(優先権主張をする場合のみ該当する)

② 第1項によるデザイン登録出願書には、各デザインに関する次の各号の事項を記載した図面を添付しなければならない。

1. デザインの対象となる物品及び物品類

2. デザインの説明及び創作内容の要点

3. デザインの一連番号(第41条により複数デザイン登録出願をする場合に限る。)

③ デザイン登録出願人は、第2項の図面に代えて、デザインの写真若しくは見本を提出することができる。

④ デザイン一部審査登録出願ができるデザインは物品類区分の中、産業通商資源部令に定める物品に限定する。この場合、該当物品に対してはデザイン一部審査登録出願のみで出願することができる。

⑤ 第1項から第4項まで規定されたもののほかに、デザイン登録出願について必要な事項は、産業資源部令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第38条【デザイン登録出願日の認定等】

① デザイン登録出願日は、デザイン登録出願書が特許庁長に到達した日とする。但し、デザイン登録出願が次の各号のいずれかひとつに該当する場合にはその限りではない。

1. デザイン登録を受けようとする趣旨や明確に表示されない場合

2. デザイン登録出願人の姓名や名称が記載されていないか、明確に記載されておらずデザイン登録出願人を特定出来ない場合

3. 図面・写真又は見本が提出されていないか、図面に記載された事項が鮮明ではなく認識出来ない場合

4. ハングルで記載されていない場合

- ② 特許庁長は、デザイン登録出願が第 1 項の各号のいずれかひとつに該当する場合にはデザイン登録を受けようとする者に相当の期間を定めて補完することを命じなければならない。
- ③ 第 2 項による補完命令を受けた者がデザイン登録出願を補完する場合には、手続補完に関する書面(以下、同条で「手続補完書」とする)を提出しなければならない。
- ④ 特許庁長は、第 2 項による補完命令を受けた者が指定期間内にデザイン登録出願を補完した場合には、その手続補完書が特許庁長に到達した日を出願日とみなす。但し、第 41 条により複数デザイン登録出願されたデザイン中に一部デザインのみに補完が必要な場合には、その一部デザインに対する手続補完書が特許庁長に到達した日を複数デザイン全体の出願日とみなす。
- ⑤ 特許庁長は、第 2 項による補完命令を受けた者が指定期間内に補完をしない場合には、そのデザイン登録出願を不適法な出願とみて返戻することができる。第 41 条により複数デザイン登録出願されたデザインの中に、一部デザインのみ補完しない場合にも同じ。

[全文改正 2013.5.28]

第 39 条【共同出願】 第 3 条第 2 項によるデザイン登録を受けることができる権利が共有である場合には、共有者全員が共同でデザイン登録出願をしなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第 40 条【1 デザイン 1 デザイン登録出願】

- ① デザイン審査登録出願は、1 デザイン毎に 1 デザイン登録出願とする。
- ② デザイン登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める物品の区分に従わなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第 41 条【複数デザイン登録出願】 デザイン登録出願をしようとする者は、第 40 条第 1 項の規定にもからわず、産業通商資源部令に定める物品類区分で同一の物品類に属する物品については 100 以内のデザインを 1 デザイン登録出願(以下、「複数デザイン登録出願」とする)とすることが出来る。この場合、1 デザインごとに分離して表現しなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第 42 条【組物のデザイン】

- ① 2 以上の物品が組物として同時に使用される場合、その組物の物品のデザインが、組物全体として統一性があるときは 1 デザインでデザイン登録を受けることができる。
- ② 第 1 項による組物の物品の区分は産業通商資源部令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第 43 条【秘密デザイン】

①デザイン登録出願人は、デザイン権の設定の登録の日から 3 年以内の期間を指定して、そのデザインを秘密にすることを請求することができる。この場合、複数デザイン登録出願されたデザインに対しては、出願されたデザインのすべてに対して請求する場合に限る。

②デザイン登録出願人は、デザイン登録出願をした日から最初のデザイン登録料を納付する日まで第 1 項の請求をすることができる。但し、第 86 条第 1 項第 1 号及び第 2 項により、その登録料が免除された場合には、第 90 条第 2 項の各号のいずれかひとつにより特許庁長がデザイン権を設定登録する時まで請求することができる。

③デザイン登録出願人又はデザイン権者は、第 1 項により指定した期間を請求により短縮するか延長することができる。この場合、その期間を延長する場合には、デザイン権の設定の登録の日から 3 年を超過することができない。

④特許庁長は、次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、秘密デザインの閲覧請求に応じなければならない。

1. デザイン権者の同意を得た者が閲覧を請求した場合

2. その秘密デザインと同一か類似するデザインに関する審査、デザイン一部審査登録異議の申立、審判、再審又は訴訟の当事者や参加人が閲覧を請求した場合

3. デザイン権侵害の警告を受けた事実を疎明した者が閲覧を請求した場合

4. 法院又は特許審判院が閲覧請求した場合

⑤ 第 4 項により秘密デザインを閲覧した者はその閲覧した内容を無断で撮影・複写などの方法で取得するか知り得た内容を漏えいしてはならない。

⑥ 第 52 条による出願公開申請をした場合には、第 1 項による請求は撤回されたものとみなす。

[全文改正 2013.5.28]

第 44 条【無権利者のデザイン登録出願と正当な権利者の保護】

デザイン創作者ではない者としてデザイン登録を受けることができる権利の承継人でない者（以下、「無権利者」とする）が行ったデザイン登録出願が、第 62 条第 1 項に該当し、デザイン登録拒絶決定又は拒絶するとの趣旨の審決が確定された場合には、その無権利者のデザイン登録出願後に行った正当な権利者のデザイン登録出願は、無権利者がデザイン登録出願をしたときにデザイン登録出願をしたものとみなす。但し、デザイン登録拒絶決定又は拒絶するとの趣旨の審決が確定された日から 30 日過ぎた後に正当な権利者がデザイン登録出願をした場合には、この限りでない。

[全文改正 2013.5.28]

第 45 条【無権利者のデザイン登録と正当な権利者の保護】 無権利者という事由で、デザイン登録に対する取消決定又は無効審決が確定した場合には、そのデザイン登録出願後にした正当な権利者のデザイン登録出願は、取消又は無効となったその登録デザインのデザイン登録出願時に、デザイン登録出願をしたものとみなす。但し、取消決定又は無効審決が確定された日から 30 日が過ぎた後にデザイン登録出願をした場合は、この限りではない。

[全文改正 2013.5.28]

第 46 条【先出願】

①同一か類似するデザインについて異なる日に 2 以上のデザイン登録出願がある場合には、先にデザイン登録出願をした者のみがそのデザインに関してデザイン登録を受けることができる。

②同一か類似のデザインについて同日に 2 以上のデザイン登録出願がある場合には、デザイン登録出願人が協議して定めた 1 つのデザイン登録出願人のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議ができない場合には、いずれのデザイン登録出願人もそのデザインについてデザイン登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が、無効・取下げ・放棄されたり第 62 条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという主旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は、第 1 項及び第 2 項を適用する時には初めからなかったものとみなす。但し、第 2 項後段に該当して第 62 条によるデザイン登録拒絶決定や拒絶するという主旨の審決が確定された場合には、この限りではない。

④無権利者がしたデザイン登録出願は、第 1 項及び第 2 項を適用する時には初めからなかったものとみなす。

⑤特許庁長は、第 2 項の場合にデザイン登録出願人に期間を定めて協議の申告することを命じて、その期間内に申告がなければ、第 2 項による協議は成立しないものとみなす。

[全文改正 2013.5.28]

第 47 条【手続の補正】 特許庁長又は特許審判院長は、デザインに関する手続が次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、期間を定めて補正を命じなければならない。

1. 第 4 条第 1 項又は第 7 条に違反した場合

2. 同法及び同法による命令で定める方式に違反している場合

3. 第 85 条の規定により納付すべき手数料を納付しない場合

[全文改正 2013.5.28]

第 48 条【出願補正及び要旨変更】

①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内においてデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項や写真又は見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。

③デザイン登録出願人はデザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正ができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は次の各号で定めた時期に行なうことができる。

1. 第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定(以下、「デザイン登録可否決定」とする)の通知書が発送になる前まで
2. 第64条による再審査を請求する時
3. 第120条によりデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合にはその請求日から30日以内

⑤第1項乃至第3項までの規定による補正が、最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものとデザイン権の設定登録後に認定された場合には、そのデザイン登録出願は、その補正書を提出したときにデザイン登録出願したものとみなす。

[全文改正 2013.5.28]

第49条【補正却下】

①審査官は、第48条による補正がデザイン登録出願の要旨を変更するものであるときには、決定でその補正を却下しなければならない。

②審査官は第1項による却下決定がある場合には、その決定謄本をデザイン登録出願人に送達した日から30日が過ぎる前まではそのデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインについて却下決定をする場合にはその一部デザインを言う)に対するデザイン登録可否決定をしてはいけない。

③審査官は、デザイン登録出願人が第1項による却下決定に対し第119条により審判を請求した場合には、その審決が確定する時までそのデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインに対する却下決定について審判を請求した場合にはその一部デザインをいう)の審査を中止しなければならない。

④第1項による却下決定は、書面でしなければならず、その理由を付けなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第50条【先使用による通常実施権】

①次の各号のいずれかひとつに該当する者は、デザイン登録出願の一部を1以上の新たなデザイン登録出願に分割しデザイン登録出願を行うことができる。

1.第 40 条を違反して 2 以上のデザインを 1 デザイン登録出願として出願した者

2.複数デザイン登録出願した者

②第 1 項により分割されたデザイン登録出願(以下、「分割出願」とする)がある場合、その分割出願は最初にデザイン登録出願をした時に出願したものとしてみなす。但し、第 36 条第 2 項第 1 号又は第 51 条第 3 項及び第 4 項を適用する時はその限りでない。

③第 1 項によるデザイン登録出願の分割は、第 48 条第 4 項による補正ができる期間にすることができる。

[全文改正 2013.5.28]

第 51 条【条約による優先権主張】

①条約により大韓民国国民に、出願に対する優先権を認める当事国の国民がその当事国又は他の当事国に出願をした後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願して優先権を主張する場合には、第 33 条及び第 46 条を適用する時その当事国に出願した日を大韓民国にデザイン登録出願した日とみなす。大韓民国国民が条約により大韓民国国民に、出願に対する優先権を認める当事国に出願した後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願した場合にも、また同様とする。

②第 1 項により優先権を主張しようとする者は、優先権の主張の基礎となる最初の出願の日から 6 ヶ月以内にデザイン登録出願をしなければ、優先権を主張することができない。

③第 1 項により優先権を主張しようとする者は、デザイン登録出願時、デザイン登録出願書にその趣旨と最初に出願した国名及び出願年月日を記載しなければならない。

④第 3 項により優先権を主張した者は、最初に出願をした国の政府が認める出願の年月日を記載した書面及び図面の謄本をデザイン登録出願日から 3 ヶ月以内に特許庁長に提出なければならない。

⑤第 3 項により優先権を主張した者が、第 4 項の期間内に同項に規定された書類を提出しない場合には、その優先権の主張は、その効力を喪失する。

[全文改正 2013.5.28]

第 52 条【出願公開】

①デザイン登録出願人は知識経済部令で定めるところにより、自らのデザイン登録出願に対し公開を申請することができる。この場合、複数デザインに対する申請は出願されたデザインの全部又は一部に対して申請することができる。

②特許庁長は、第 1 項による公開申請がある場合には、そのデザイン登録出願に関し第 212 条によるデザイン公報(以下、「デザイン公報」とする)に掲載し出願公開をしなければならない。但

し、デザイン登録出願されたデザインが、第 34 条第 2 号に該当する場合には出願公開をしないことができる。

③第 1 項による公開申請は、そのデザイン登録出願に対する最初のデザイン登録可否決定書の謄本の送達を受けた後には出来ない。

[全文改正 2013.5.28]

第 53 条【出願公開の効果】

①デザイン登録出願人は、第 52 条による出願公開があった後、そのデザイン登録出願されたデザイン又はこれに類似するデザインを業として実施した者に、デザイン登録出願されたデザインであることを書面で警告することができる。

②デザイン登録出願人は、第 1 項による警告を受けるか又は第 52 条により出願公開されたデザインであることを知り、そのデザイン登録出願されたデザイン又はこれに類似するデザインを業として実施した者にその警告を受けるか、第 52 条により出願公開されたデザインであることを知った時からデザイン権の設定登録時までの期間の間、その登録デザイン又はこれに類似するデザインの実施に対し通常受けとれる金額に相当する補償金の支払を請求することができる。

③第 2 項による請求権は、そのデザイン登録出願されたデザインに対するデザイン権の設定の登録があった後でなければ、行使することができない。

④第 2 項による請求権の行使は、デザイン権のに影響を及ぼさない。

⑤第 2 項による請求権を行使する場合には、第 114 条、第 118 条又は「民法」第 760 条・第 766 条を準用する。この場合、「民法」第 766 条第 1 項の中「被害者やその法定代理人がその損害及び加害者を知った日」は「該当デザイン権の設定登録日」とみなす。

⑥デザイン登録出願が第 52 条により出願公開された後、次の各号のいずれかひとつに該当する場合には第 2 項による請求権は、はじめから発生しなかったものとみなす。

1. デザイン登録出願が放棄・無効または取下された場合

2. デザイン登録出願に対して第 62 条によるデザイン登録拒絶決定が確定された場合

3. 第 73 条第 3 項によるデザイン登録取消決定が確定された場合

4. 第 121 条によるデザイン登録を無効とするという審決(第 121 条第 1 項第 4 号による場合は除く)が確定された場合

[全文改正 2013.5.28]

第 54 条【デザイン登録を受けることができる権利の移転等】

①デザイン登録を受けることができる権利は移転することができる。但し、基本デザイン登録を受けることができる権利と関連デザイン登録を受けることができる権利は、ともに移転しなければならない。

②デザイン登録を受けることができる権利は、質権の目的とすることができない。

③デザイン登録を受けることができる権利が共有である場合は、各共有者は他の共有者全員の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。

[全文改正 2013.5.28]

第 55 条【情報提供】 誰でもデザイン登録出願されたデザインが第 62 条第 1 項各号のいずれかひとつに該当し、デザイン登録できないという趣旨の情報を証拠とともに特許庁長又は特許審判院長に提供することができる。

[全文改正 2013.5.28]

第 56 条【拒絶決定された出願の公報掲載】 特許庁長は、第 46 条第 2 項後段により第 62 条によるデザイン登録拒絶決定や拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、そのデザイン登録出願に関する事項を掲載しなければならない。但し、デザイン登録出願されたデザインが第 34 条第 2 号に該当する場合にはこれを掲載しなくてもよい。

[全文改正 2013.5.28]

第 57 条【デザイン登録を受けることができる権利の継承】

① デザイン登録出願前にデザイン登録を受けることができる権利の承継については、その承継人がデザイン登録出願をしなければ第 3 者に対抗することが出来ない。

② 同一人からデザイン登録を受けることができる権利を承継した者が 2 以上である場合であって、同じ日に 2 以上のデザイン登録出願がある時には、デザイン登録出願人の協議して定めた者にのみ承継の効力が発生する。

③ デザイン登録出願後には、デザイン登録を受けることができる権利の承継は相続やその他の一般承継の場合を除いては、デザイン登録出願人の変更申告をしなければその効力が発生しない。

④ デザイン登録を受けることができる権利の相続やその他の一般承継がある場合には、承継人は遅滞せずその趣旨を特許庁長に申告しなければならない。

⑤ 同一人からデザイン登録を受けることができる権利を承継した者が 2 以上である場合であって、同じ日に 2 以上のデザイン登録出願である申告をした者との間に協議して定めた者にのみ申告の効力が発生する。

⑥ 第 2 項及び第 5 項の場合には、第 46 条第 5 項を準用する。

[全文改正 2013.5.28]

第3章 審査 <改正 2013.5.28>

第58条【審査官による審査】

- ①特許庁長は、審査官にデザイン登録出願及びデザイン一部審査登録異議の申立てを審査するようにする。
- ②審査官の資格に関し必要な事項は、大統領令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第59条【専門機関の指定等】

- ①特許庁長は、デザイン登録出願を審査する時に必要だと認めれば、専門機関を指定して先行デザインの調査、その他に大統領令で定める業務を依頼することができる。
- ②特許庁長は、デザイン登録出願の審査に必要だと認める場合には関係行政機関、該当デザイン分野の専門機関又はデザインに関する知識と経験が豊富な人に協力を要請したり、意見を聞くことができる。この場合、特許庁長は予算の範囲で手当又は費用を支給することができる。
- ③第1項による専門機関の指定基準、先行デザインの調査などの依頼に必要な事項は、大統領令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第60条【専門機関指定の取消等】

- ①特許庁長は、第59条第1項による専門機関が第1号に該当する場合には、その指定を取消さなければならず、第2号に該当する場合には、その指定を取消すか6ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができる。
- 1.偽りやその他の否定した方法で指定を受けた場合
- 2.第59条第3項による指定基準に合わなくなつた場合
- ②特許庁長は、第1項により指定を取消すか業務停止を命じようとする場合、聴聞をしなければならない。
- ③第1項による処分の細部基準と手続などに関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第61条【優先審査】

- ①特許庁長は、次の各号のいずれかひとつに該当するデザイン登録出願に対しては、審査官に他のデザイン登録出願に優先して審査させることができる。

1.第 52 条による出願公開後にデザイン登録出願人ではない者が業としてデザイン登録出願されたデザインを実施していると認められる場合

2.大統領令に定めるデザイン登録出願として、緊急に処理する必要があると認められる場合

②特許庁長は、複数デザイン登録出願に対して第 1 項により優先審査をする場合には、第 1 項各号のいずれかひとつに該当する一部デザインのみ優先して審査させることができる。

[全文改正 2013.5.28]

第 62 条【デザイン登録拒絶決定】

①審査官は、デザイン登録出願が次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1.第 3 条第 1 項の本文によるデザイン登録を受けることができる権利を持たなかったり、同項の但書によりデザイン登録を受けられない場合

2.第 27 条、第 33 条から第 35 条まで、第 37 条第 4 項、第 39 条から第 42 条まで及び第 46 条第 1 項・第 2 項によりデザイン登録を受けられない場合

3.条約に違反した場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかひとつに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1.第 3 条第 1 項本文によりデザイン登録を受けることができる権利を持たなかったり、同項但し書によりデザイン登録を受けられない場合

2.第 27 条、第 33 条(第 1 項の各号外の部分及び第 2 項第 2 号のみに該当する)、第 34 条、第 37 条第 4 項及び第 39 条から第 42 条までの規定によりデザイン登録を受けられない場合

3.条約に違反した場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願として第 35 条による関連デザイン登録出願が第 2 項各号のいずれかひとつ又は次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1.デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインで表示した場合

2.基本デザインのデザイン権が消滅した場合

3.基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下・放棄されたり、デザイン登録拒絶決定が確定された場合

4.関連デザインのデザイン登録出願人が、基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合

5.基本デザインと類似しない場合

6.基本デザインのデザイン登録出願日から1年が過ぎた後にデザイン登録出願された場合

7.第35条第3項によりデザイン登録を受けられない場合

④審査官は、デザイン一部審査登録出願に関して第55条による情報及び証拠が提供されていた場合には、第2項にもかかわらずその情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。

⑤複数デザイン登録出願に対して、第1項から第3項までの規定によりデザイン登録拒絶決定をする場合、一部デザインにのみ拒絶理由があればその一部デザインに対してのみデザイン登録拒絶決定をすることができる。

[全文改正 2013.5.28]

第63条【拒絶理由通知】

①審査官は、第62条によりデザイン登録拒絶決定をしようとする場合には、のデザイン登録出願人に予め拒絶の理由(第62条第1項から第3項までに該当する理由を言い、以下、「拒絶理由」とする)を通知し、期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

②複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインに対して拒絶理由がある場合には、そのデザインの一連番号、デザインの対象になる物品及び拒絶理由を記載しなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第64条【再審査の請求】

①デザイン登録出願人は、そのデザイン登録出願に関して登録拒絶決定(再審査によるデザイン登録拒絶決定は除く)謄本の送達を受けた日から30日(第17条第1項により第120条による期間が延長された場合にはその延長された期間をいう)以内に、第48条第1項から第3項までの規定による補正をしてデザイン登録出願に対して再審査を請求することができる。但し、第120条による審判請求がある場合にはその限りではない。

②デザイン登録出願人は、第1項による再審査の請求と一緒に意見書を提出することができる。

③第1項の本文による要件を備えて再審査が請求された場合は、そのデザイン登録出願について従来になされたデザイン登録拒絶決定は取り消されたものとみなす。

④第1項による再審査の請求は、取下げすることができない。

[全文改正 2013.5.28]

第 65 条【デザイン登録決定】 審査官は、デザイン登録出願に対して拒絶の理由を発見できないときには、デザイン登録の決定をしなければならない。この場合、複数デザイン登録出願されたデザインの中の一部デザインに対して拒絶理由を発見出来ない時には、その一部デザインに対してデザイン登録決定をしなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第 66 条【職権補正】

①審査官は、第 65 条によるデザイン登録決定をする時に、デザイン登録出願書又は図面に記載された事項が明らかに間違っている場合には、職権で補正(以下「職権補正」という。)をすることができます。

②第 1 項により審査官が職権補正をする場合には、第 67 条第 2 項によるデザイン登録決定謄本の送達と共にその職権補正事項をデザイン登録出願人に知らせなければならない。

③デザイン登録出願人は、職権補正事項の全部又は一部を受け入れることができない場合には、第 79 条第 1 項によりデザイン登録料を出す時まで、その職権補正事項についての意見書を特許庁長に提出しなければならない。

④デザイン登録出願人が第 3 項により意見書を提出した場合、該当職権補正事項の全部又は一部は最初からなかったこととみなす。

⑤第 4 項により職権補正の全部又は一部が最初からなかったものとみなす場合、審査官はそのデザイン登録決定を取消して、最初からまた審査しなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第 67 条【デザイン登録可否決定の方式】

①デザイン登録可否決定は書面でしなければならず、その理由を付けなければならぬ。

②特許庁長はデザイン登録可否決定をする場合には、その決定の謄本をデザイン登録出願人に送達しなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第 68 条【デザイン一部審査登録異議申立】

①何人もデザイン一部審査登録出願によるデザイン権が設定登録された日から、デザイン一部審査登録公告日後 3 ヶ月となる日まで、そのデザイン一部審査登録が次の各号のいずれかひとつに該当することを理由として特許庁長にデザイン一部審査登録異議の申立てができる。この場合、複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては、各デザインごとにデザイン一部審査登録異議申立てをしなければならない。

1. 第3条第1項の本文によるデザイン登録を受けることができる権利を持たなかったり、同項の但書によりデザイン登録を受けられない場合
2. 第27条、第33条、第34条、第35条第2項・第3項、第39条及び第46条第1項・第2項に違反した場合
3. 条約に違反するとき

②デザイン一部審査登録異議の申立てをする者(以下、「異議申立人」とする)は、次の各号の事項を記載したデザイン一部審査登録異議申立書に必要な証拠を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 異議申立人の姓名及び住所(法人である場合にはその名称及び営業所の所在地)
2. 異議の申立人の代理人がある場合は、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)
2. デザイン一部審査登録異議の申立の対象となる登録デザインの表示
3. デザイン一部審査登録異議の申立の趣旨
4. デザイン一部審査登録異議の申立の理由及び必要な証拠の表示
5. デザイン一部審査登録異議申立の理由及び必要な証拠の表示

③審査長は、デザイン一部審査登録異議の申立がある時には、デザイン一部審査登録異議申立書の副本をデザイン一部審査登録異議の申立の対象となる登録デザインのデザイン権者に送達し、期間を定めて答弁書を提出する機会を与えなければならない。

④デザイン一部審査登録異議の申立に関しては、第121条第4項を準用する。

[全文改正 2013.5.28]

第69条【デザイン一部審査登録異議申立理由などの補正】異議申立人は、デザイン一部審査登録異議の申立をした日から30日以内にデザイン一部審査登録異議申立書に記載した理由又は証拠を補正することができる。

[全文改正 2013.5.28]

第70条【審査・決定の合議体】

- ①デザイン一部審査登録異議申立は、審査官3人で構成される審査官合議体で審査・決定する。
- ②特許庁長は、各デザイン一部審査登録異議申立に対して審査官合議体を構成する審査官を指定しなければならない。

③特許庁長は、第 2 項により指定された審査官の中の 1 人を審査長に指定しなければならない。

④審査官合議体及び審査長に関しては、第 131 条第 2 項、第 132 条第 2 項及び第 133 条第 2 項・第 3 項を準用する。

[全文改正 2013.5.28]

第 71 条【デザイン一部審査登録異議申立審査での職権審査】

①デザイン一部審査登録異議申立に関する審査をする時には、デザイン権者やデザイン一部審査登録異議申立人が主張しない理由についても審査することができる。この場合、デザイン権者やデザイン一部審査登録異議申立人に期間を定めて、その理由に関して意見を陳述できる機会を与えなければならない。

②デザイン一部審査登録異議申立に関する審査をする時には、異議申立人が申請立しない登録デザインに関しては審査することができない。

[全文改正 2013.5.28]

第 72 条【デザイン一部審査登録異議申立の併合又は分離】

審査官合議体は、2 つ以上のデザイン一部審査登録異議申立てを併合又は分離して審査・決定することができる。

[全文改正 2013.5.28]

第 73 条【デザイン一部審査登録異議申立に対する決定】

①審査官合議体は、第 68 条第 3 項及び第 69 条による期間が過ぎた後にデザイン一部審査登録異議の申立に対する決定をしなければならない。

②審査長は、異議申立人がその理由及び証拠を提出しない場合には、第 68 条第 3 項にもかかわらず第 69 条による期間が過ぎた後に、決定としてデザイン一部審査登録異議の申立を却下することができる。

③審査官の合議体は、デザイン一部審査登録異議の申立が理由があると認められる時には、その登録デザインを取消す旨の決定(以下、「デザイン登録取消決定」とする)をしなければならない。

④デザイン登録取消決定が確定した時には、そのデザイン権は初めからなかったものとみなす。

⑤審査官の合議体は、デザイン一部審査登録異議申立理由がないと認められる時には、そのデザイン登録を棄却する旨の決定(以下、「異議申立棄却決定」とする)をしなければならない。

⑥デザイン一部審査登録異議の申立に対する却下決定及びデザイン登録維持決定に対しては、不服することができない。

[全文改正 2013.5.28]

第 74 条【デザイン一部審査登録異議申立に対する決定方式】

①デザイン審査登録異議申立に対する決定は、次の各号の事項を記載した書面で行わなければならず、決定をした審査官はその書面に記名捺印をしなければならない。

1.デザイン一部審査登録異議申立事件の番号

2.デザイン権者と異議申立人の姓名及び住所（法人である場合はその名称及び営業所の所在地）

3.デザイン権者と異議申立人の代理人がいる場合には、その代理人の姓名及び住所又は営業所の所在地（代理人が特許法人である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名）

4.決定と関連するデザインの表示

5.決定の結論及び理由

6.決定年月日

②審査長は、デザイン一部審査登録異議申立に対する決定がある時には、決定謄本を異議申立人とデザイン権者に送達しなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第 75 条【デザイン一部審査登録異議申立の取下】

①デザイン一部審査登録異議申立は、第 71 条第 1 項の後段による意見陳述の通知又は第 74 条第 2 項による決定謄本が送達された後には、取り下げることができない。

②デザイン一部審査登録の異議申立を取下げれば その異議申立は、最初からなかったものとみなす。

[全文改正 2013.5.28]

第 76 条【審判規定の審査への準用】

デザイン登録出願の審査に関しては、第 135 条（第 6 号は除く）を準用する。この場合、「審判」は「審査」と、「審判官」は「審査官」とみなす。

[全文改正 2013.5.28]

第 77 条【審査又は訴訟手続の中止】

①審査官は、デザイン登録出願の審査に必要な場合には、審決が確定される時まで又は訴訟手続が完結される時までその手続を中止することができる。

② 法院は、必要な場合にはデザイン登録出願に対する決定が確定される時まで、その訴訟手続を中止することができる。

③ 第 1 項及び第 2 項による中止に対しては、不服することが出来ない。

[全文改正 2013.5.28]

第 78 条【準用規定】 デザイン一部審査登録異議申立の審査・決定に関しては、第 77 条、第 129 条、第 135 条(第 6 号は除く)、第 142 条第 7 項、第 145 条、第 153 条第 3 項から第 6 項まで及び第 154 条を準用する。

[全文改正 2013.5.28]

第 4 章 登録料及びデザイン登録等 <改正 2013.5.28>

第 79 条【デザイン登録料】

①第 90 条第 1 項によるデザイン権の設定登録を受けようとする者は、設定登録を受けようという日から 3 年分のデザイン登録料(以下、「登録料」とする)を納付しなければならず、デザイン権者はその翌年からの登録料をその権利の設定登録日に該当する日を基準に、毎年 1 年分ずつ納付しなければならない。

②第 1 項にもかかわらず、デザイン権者は、その翌年からの登録料はその納付年度順に応じて数年分又は全ての年次分を一括で納付することができる。

③第 1 項及び第 2 項による登録料、その納付方法及び納付期間、その他に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第 80 条【登録料を納付する時のデザイン別の放棄】

①複数デザイン登録出願に対するデザイン登録決定を受けた者が登録料を納付する時は、デザイン別に放棄する事ができる。

②第 1 項によるデザインの放棄に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第 81 条【利害関係人の登録料納付】

①利害関係人は、登録料を納付しなければならない者の意思と関係なく、登録料を納付することができる。

②利害関係人が第 1 項により登録料を納付した場合には、納付すべき者が現在利益を得る限度でその費用の償還を請求することができる。

[全文改正 2013.5.28]

第 82 条【登録料の追加納付等】

①デザイン権の設定の登録を受けようとする者又はデザイン権者は、第 79 条第 3 項による登録料納付期間が過ぎた後にも、6 ヶ月以内(以下、「追加納付期間」とする)に登録料を追加納付することができる。

②第 1 項により登録料を追加納付する時には、納付すべき登録料の 2 倍の範囲で産業通商資源部令で定める金額を納付しなければならない。

③追加納付期間に登録料を納付しなかった場合(追加納付期間が終わっても、第 83 条第 2 項による補填期間が終わっていない場合には、その補填期間に補填しない場合を言う)には、デザイン権の設定登録を受けようとする者のデザイン登録出願は放棄したものとみなし、デザイン権者のデザイン権は第 79 条第 1 項又は第 2 項により納付された登録料に該当する期間が終わる日の次の日にさかのぼってそのデザイン権が消滅したものとみなす。

[全文改正 2013.5.28]

第 83 条【登録料の補填】

①特許庁長は、デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権者が、第 79 条第 3 項又は第 82 条第 1 項による期間内に登録料の一部を納付しなかった場合には、登録料の補填を命じなければならない。

②第 1 項により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から 1 ヶ月以内(以下、「補填期間」とする)に登録料を補填することができる。

③第 2 項により登録料を補填する者は、納付しなかった金額の 2 倍の範囲で産業通商資源部令で定める金額を納付しなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第 84 条【登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復等】

①デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権者が責任を負えない事由で追加納付期間内に登録料を納付しなかったか、補填期間内に補填しなかった場合には、その事由が終了された日から 2 ヶ月以内にその登録料を納付するか補填することができる。但し、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から 1 年が過ぎた時にはその限りではない。

②第 1 項により登録料を納付したか補填した者は、第 82 条第 3 項にもかかわらずそのデザイン登録出願を放棄しなかったものとみなし、そのデザイン権は継続して存続していたものとみなす。

③追加納付期間内に登録料を納付しなかったか補填期間内に補填をせず実施されている登録デザインのデザイン権が消滅した場合、そのデザイン権者は追加納付期間又は補填期間満了日から 3 ヶ月以内に登録料の 3 倍を納付して、その消滅した権利の回復を申請することができる。この場合、そのデザイン権は継続して存続していたものとみなす。

④第2項又は第3項によるデザイン登録出願又はデザイン権の効力は、登録料追加納付期間が過ぎた日から登録料を納付するか補填した日までの期間(以下、「効力制限期間」とする)中に、他の人がそのデザイン又はこれと類似したデザインを実施した行為については効力が及ばない。

⑤効力制限期間中に韓国内で善意で第2項又は第3項によるデザイン登録出願されたデザイン、登録デザイン又はこれと類似したデザインを業として実施するか、これを準備している者は、その実施するか準備をしているデザイン及び事業目的の範囲内でそのデザイン権に対し通常実施権をもつ。

⑥第5項により通常実施権をもつ者は、デザイン権者又は専用実施権者に相当の対価を支給しなければならない

[全文改正 2013.5.28]

第 85 条【手数料】

①デザインに関する手続を行なう者は、手数料を納付しなければならない。

②第1項による手数料、その納付方法及び納付期間、その他に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第 86 条【登録料及び手数料の減免】

①特許庁長は、次の各号のいずれかひとつに該当する登録料及び手数料は、第79条及び第85条にもかかわらず免除する。

1.国家に属するデザイン登録出願又はデザイン権に関する手数料又は登録料

2.第121条第1項により審査官が請求した無効審判の請求に対する手数料

②特許庁長は、「国民基礎生活保障法」第5条による受給権者及び産業通商資源部令で定める者がしたデザイン登録出願については、第79条及び第85条にもかかわらず、デザイン権の設定登録を受けるための最初3年分の登録料及び産業通商資源部令で定める手数料を減免することができる。

③第2項により登録料及び手数料の減免を受けようとする者は、産業通商資源部令で定める書類を特許庁長に提出しなければならない。

[全文改正 2013.5.28]

第 87 条【登録料及び手数料の返還】

①納付された登録料及び手数料は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、納付した者の請求によりこれを返還する。

- 1.誤って納付された登録料及び手数料
 - 2.デザイン登録取消決定又はデザイン登録を無効にすると審決が確定された年の翌年からの登録料該当分
 - 3.デザイン登録出願後1ヶ月以内にそのデザイン登録出願を取り下げたか放棄した場合、既に納付された手数料中のデザイン登録出願料及び優先権主張申請料。但し、次の各目のいずれかひとつに該当するデザイン登録出願の場合にはその限りでない。
 - イ.分割出願又は分割出願の基礎となったデザイン登録出願
 - ロ.第61条第1項により優先審査の申請をしたデザイン登録出願
 - ハ.審査官が第63条により拒絶理由を通知したか第65条によりデザイン登録決定をしたデザイン登録出願
 - 4.第157条第1項により補正却下の決定、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定が取り消された場合(第164条の規定により、再審の手続において準用する場合を含むものとし、審判又は再審の第48条第4項第3号による補正又は第124条第1項の規定により準用される第48条第4項第1号の規定による補正がある場合は除く)に、既に支払った手数料の審判請求料(再審の場合には、再審請求料を言う。以下この条において同じ。)
<改正 2016.4.28>
 - 5.審判請求が第128条第2項の規定により決定で却下され、その決定が確定した場合(第164条の規定により、再審の手続において準用する場合を含む。)に、既に支払った手数料の審判請求料の2分の1に該当する金額
<改正 2016.4.28>
 - 6.心理の終結を通知受けるまで、第143条第1項の規定による参加申請を取り下げた場合(第164条の規定により、再審の手続において準用する場合を含む。)に、既に出した手数料の参加申請料の2分の1に相当金額
<改正 2016.4.28>
 - 7.第143条第1項の規定による参加申請が決定で拒否された場合(第164条の規定により、再審の手続において準用する場合を含む。)に、既に支払った手数料の参加申請料の2分の1に該当する金額
<改正 2016.4.28>
 - 8.審理終結の通知を受けるまでに審判請求を取り下げた場合(第164条の規定により、再審の手続において準用する場合を含む。)に、既に支払った手数料の審判請求料の2分の1に該当する金額<改正 2016.4.28>
- ②特許庁長は、納付された登録料と手数料が第1項各号のいずれかひとつに該当する場合には、その事実を納付した者に通知しなければならない。

③第1項による登録料と手数料の返還請求は、第2項による通知を受けた日から3年が過ぎれば行うことができない。

[全文改正 2013.5.28]

第88条【デザイン登録原簿】

①特許庁長は、特許庁にデザイン登録原簿を備え、次の各号の事項を登録する。

1.デザイン権の設定・移転・消滅・回復又は処分の制限

2.専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限

3.デザイン権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限

②第1項によるデザイン登録原簿は、その全部又は1部を電子記録媒体等で作成することができる。

③第1項及び第2項で規定事項の他に、登録事項及び登録手続等に関して必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2013.5.28]

第89条【デザイン登録証の発給】

①特許庁長は、デザイン権の設定の登録をした時には、産業通商資源部令で定めるところにより、デザイン権者に対しデザイン登録証を発給しなければならない。

②特許庁長は、デザイン登録証がデザイン登録原簿、その他の書類と合わない時には、申請により又は職権で、デザイン登録証を回収して訂正発給するか新しいデザイン登録証を発給しなければならない。

〈新設 2013.5.28〉

第5章 デザイン権 <改正 2013.5.28>

第90条【デザイン権の設定登録】

①デザイン権は、設定の登録により発生する。

②特許庁長は、次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、デザイン権を設定するための登録をしなければならない。

1.第79条第1項により登録料を納付した時

- 2.第 82 条第 1 項により登録料を追加納付した時
 - 3.第 83 条第 2 項により登録料を補填した時
 - 4.第 84 条第 1 項により登録料を納付するか補填した時
 - 5.第 86 条第 1 項第 1 号又は第 2 項によりその登録料が免除された時
- ③特許庁長は、第 2 項により登録した場合には、デザイン権者の姓名・住所及びデザイン登録番号等大統領令で定める事項をデザイン公報に掲載して登録公告をしなければならない。

〈新設 2013.5.28〉

第 91 条【デザイン権の存続期間】

①デザイン権の存続期間は、第 90 条第 1 項により設定登録された日から発生して、デザイン登録出願の日から 20 年になる日まで存続する。但し、第 35 条により関連デザインで登録されたデザイン権の存続期間満了日は、その基本デザインのデザイン権存続期間の満了日とする。

②正当な権利者のデザイン登録出願が、第 44 条及び第 45 条によりデザイン権が設定登録された場合には、第 1 項のデザイン権存続期間は無権利者のデザイン権設定登録日の翌日から起算する。

〈新設 2013.5.28〉

第 92 条【デザイン権の効力】 デザイン権者は、業として登録デザイン又はこれと類似するデザインの実施をする権利を独占する。但し、そのデザイン権に関して専用実施権を設定したときには、第 97 条第 2 項により専用実施権者がその登録デザイン又はこれと類似するデザインの実施をする権利を独占する範囲内については、その限りでない。

〈新設 2013.5.28〉

第 93 条【登録デザインの保護範囲】 登録デザインの保護範囲は、デザイン登録出願書の記載事項及びその出願書に添付された図面・写真又は見本と図面に記載されたデザインの説明により現わされたデザインに基づいて定められる。

〈新設 2013.5.28〉

第 94 条【デザイン権の効力が及ぼさない範囲】

①デザイン権の効力は、次の各号のいずれかひとつに該当する事項には及ばない。

- 1.研究又は試験をするための登録デザイン又はこれと類似するデザインの実施
- 2.韓国内を通過するにすぎない船舶・航空機・車輌又はこれに使用される機械・器具・装置、その他の物
- 3.デザイン登録出願時から韓国内にあった物

②文字体がデザイン権で設定登録された場合、そのデザイン権の効力は次の各号のいずれかひとつに該当する場合には及ばない。

1.タイプ・組み版、又は印刷等の通常的な過程で文字体を使用する場合

2.第1号による文字体の使用で生産された結果物である場合

〈新設 2013.5.28〉

第95条【他人の登録デザイン等との関係】

①デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録デザインがそのデザイン登録出願日の前に出願された他人の登録デザイン又はこれと類似するデザイン、特許発明・登録実用新案又は登録商標を利用するか、デザイン権がそのデザイン権のデザイン登録出願日前に出願された他人の特許権、実用新案権又は商標権と抵触するには、そのデザイン権者・特許権者・実用新案権者又は商標権者の許諾を得ていないか、第123条によらなければ、自己の登録デザインを業として実施することができない。

②デザイン権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録デザインと類似するデザインがそのデザイン登録出願日前に出願された他人の登録デザイン又はこれと類似するデザイン・特許発明・登録実用新案又は登録商標を利用するか、そのデザイン権の登録デザインと類似するデザインがデザイン登録出願日の前に出願された他人のデザイン権・特許権・実用新案権又は商標権と抵触する場合には、そのデザイン権者・特許権者・実用新案権者又は商標権者の許諾を得ていないか、第123条によらなければ、自己の登録デザインと類似するデザインを業として実施することができない。

③デザイン権者・専用実施権者・通常実施権者は、登録デザイン又はこれと類似するデザインがそのデザイン登録出願日の前に生じた他人の著作権を利用するか、その著作権に抵触する場合には、著作権者の許諾を得なければ、自己の登録デザイン又はこれと類似するデザインを業として実施することができない。

〈新設 2013.5.28〉

第96条【デザイン権の移転及び共有等】

①デザイン権は、移転することができる。但し、基本デザインのデザイン権と関連デザインのデザイン権は、同一人に一括して移転しなければならない。

②デザイン権が共有である場合に、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を移転するか、その持分を目的とする質権を設定することができない。

③デザイン権が共有である場合には、各共有者は、契約で特別に約定した場合を除いては、他の共有者の同意を得ないでその登録デザイン又はこれと類似するデザインを単独で実施することができる。

④デザイン権が共有である場合には、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、そのデザイン権に対して専用実施権を設定するか、通常実施権を許諾することができない。

⑤複数デザイン登録されたデザイン権は、各デザインごとに分離して移転することができる。

⑥基本デザインのデザイン権が取消、放棄又は無効審決などで消滅した場合、その基本デザインに関する2以上の中連デザインのデザイン権を移転するなら、同一人に一括して移転しなければならない。

〈新設 2013.5.28〉

第97条【専用実施権】

①デザイン権者は、そのデザイン権に対して他人に専用実施権を設定することができる。但し、基本デザインのデザイン権と中連デザインのデザイン権に対する専用実施権は、同一人に同時に設定しなければならない。

②専用実施権の設定を受けた専用実施権者は、その設定行為で定めた範囲において、その登録デザイン又はこれと類似するデザインを業として実施する権利を独占する。

③専用実施権者は、実施事業と共に移転する場合又は相続やその他的一般承継の場合を除いては、デザイン権者の同意を得なければ、その専用実施権を移転することができない。

④専用実施権者は、デザイン権者の同意を得なければ、その専用実施権を目的とする質権を設定するか通常実施権を許諾することができない。

⑤専用実施権に関しては、第96条第2項から第4項までの規定を準用する。

⑥基本デザインのデザイン権が取消、放棄又は無効審決などで消滅した場合、その基本デザインに関する2以上の中連デザインの専用実施権を設定すれば、同一人に一括して設定しなければならない。

〈新設 2013.5.28〉

第98条【デザイン権及び専用実施権登録の効力】

①次の各号に該当する事項は、登録しなければ効力が発生しない。

1.デザイン権の移転(相続やその他的一般承継による場合は除く)、放棄による消滅又は処分の制限

2.専用実施権の設定・移転(相続やその他的一般承継による場合は除く)・変更・消滅(混同による場合は除く)又は処分の制限

3.デザイン権又は専用実施権を目的とする質権の設定・移転(相続やその他的一般承継による場合は除く)・変更・消滅(混同による場合は除く)又は処分の制限

②第1項の各号によるデザイン権・専用実施権及び質権の相続やその他の一般承継の場合は、遅滞無くその趣旨を特許庁長に申告しなければならない。

〈新設 2013.5.28〉

第99条【通常実施権】

- ①デザイン権者は、そのデザイン権について他人に通常実施権を許諾することができる。
- ②通常実施権者は、この法により又は設定行為で定めた範囲において、その登録デザイン又はこれと類似するデザインを業として実施することができる権利を持つ。
- ③第123条による通常実施権は、その通常実施権者の該当デザイン権・専用実施権又は通常実施権と共に移転され、該当デザイン権・専用実施権又は通常実施権が消滅すれば一緒に消滅する。
- ④第3項の以外の通常実施権は、実施事業と共に移転する場合、又は相続やその他の一般承継の場合を除いては、デザイン権者(専用実施権者から通常実施権の許諾を受けた場合には、デザイン権者及び専用実施権者)の同意を得なければ移転することが出来ない。
- ⑤第3項以外の通常実施権は、デザイン権者(専用実施権者から通常実施権の許諾を受けた場合には、デザイン権者及び専用実施権者)の同意を得なければ、その通常実施権を目的とする質権を設定することが出来ない。
- ⑥通常実施権に関しては、第96条第2項・第3項を準用する。

〈新設 2013.5.28〉

第100条【先使用による通常実施権】 デザイン登録出願時に、そのデザイン登録出願されたデザインの内容を知らずにそのデザインを創作したか、そのデザインを創作した者から知るようになって、国内でその登録デザイン又はこれと類似するデザインの実施事業をしていたかその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしているデザイン及び事業の目的範囲において、そのデザイン登録出願されたデザインのデザイン権に対して通常実施権を有する。

〈新設 2013.5.28〉

第101条【先出願による通常実施権】 他人のデザイン権が設定登録される時に、そのデザイン登録出願されたデザインの内容を知らずにそのデザインを創作したか、そのデザインを創作した者から知るようになって、国内でそのデザイン又はこれと類似するデザインの実施事業をするかその事業の準備をしている者(第100条に該当する者は除く)は、次の各号の要件を全て満たす場合に限定して、その実施又は準備をしているデザイン及び事業の目的範囲でそのデザイン権に対して通常実施権を有する。

- 1.他人がデザイン権の設定登録を受けるためにデザイン登録出願をした日以前に、そのデザイン又はこれと類似するデザインについてデザイン登録出願をしたもの

2.他人のデザイン権が設定登録された時に、第1号によるデザイン登録出願に関するデザインの実施事業をしているかその事業の準備をしているもの

3.第1号の中、まずデザイン登録出願をしたデザインが、第33条第1項の各号のいずれか1つに該当して、デザイン登録拒絶決定や拒絶するという趣旨の審決が確定されたもの

〈新設 2013.5.28〉

第102条【無効審判請求登録前の実施による通常実施権】

①次の各号のいずれか1つに該当する者が、デザイン登録に対する無効審判請求の登録前に、自らの登録デザインが無効事由に該当することを知らずに、国内でそのデザイン又はこれと類似するデザインの実施事業をするかその事業の準備をしている場合には、その実施又は準備をしているデザイン及び事業の目的範囲でそのデザイン権に対して通常実施権を有する。

②第1項第1号及び第2号の場合において、その無効となったデザイン権について無効審判請求の登録当時に既に専用実施権や通常実施権又はその専用実施権に対する通常実施権を取得した者として、次の各号のいずれか1つに該当する者は通常実施権を有する。

1.該当通常実施権又は専用実施権の登録を受けた者

2.第104条第2項に該当する通常実施権を取得した者

③第1項及び第2項により通常実施権を有する者は、デザイン権者又は専用実施権者に相当の対価を支給しなければならない。

〈新設 2013.5.28〉

第103条【デザイン権などの存続期間満了後の通常実施権】

①登録デザインと類似するデザインが、そのデザイン登録出願日前又はデザイン登録出願日と同日に出願され登録されたデザイン権(以下、「原デザイン権」とする)と抵触する場合、原デザイン権の存続期間が満了する時には、原デザイン権者は、原デザイン権の範囲においてそのデザイン権について通常実施権を有するか、原デザイン権の存続期間満了当時に存在するそのデザイン権の専用実施権について通常実施権を有する。

②第1項の場合、原デザイン権の満了当時に存在する原デザイン権に対する専用実施権者又は第104条第1項により登録された通常実施権者は、原権利の範囲においてそのデザイン権について通常実施権を有するか、原デザイン権の存続期間満了当時に存在するそのデザイン権の専用実施権について通常実施権を有する。

③登録デザイン又はこれと類似するデザインが、そのデザイン登録出願日前又はデザイン登録出願日と同日に出願され登録された特許権・実用新案権と抵触し、その特許権又は実用新案権の存続期間が満了する場合に関しては、第1項及び第2項を準用する。

④第2項(第3項で準用する場合を含む)により通常実施権を有する者は、そのデザイン権者又はそのデザイン権に対する専用実施権者に相当の対価を支給しなければならない。

〈新設 2013.5.28〉

第104条【通常実施権登録の効力】

①通常実施権を登録した場合には、その登録後にデザイン権又は専用実施権を取得した者に對してもその効力が発生する。

②第84条第5項、第100条から第103条まで、第110条、第162条、第163条及び「発明振興法」第10条第1項による通常実施権は、登録がなくても第1項による効力が発生する。

③通常実施権の移転・変更・消滅又は処分の制限、通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限は、登録しなければ第三者に対抗することができない。

〈新設 2013.5.28〉

第105条【デザイン権の放棄】 デザイン権者は、デザイン権を放棄することができる。この場合、複数デザイン登録されたデザイン権は、各デザイン権ごとに分離して放棄することができる。

〈新設 2013.5.28〉

第106条【デザイン権などの放棄の制限】

①デザイン権者は、専用実施権者・質権者及び第97条第4項・第99条第1項又は「発明振興法」第10条第1項による通常実施権者の同意を得なければ、デザイン権を放棄することができない。

②専用実施権者は、質権者及び第97条第4項による通常実施権者の同意を得なければ、専用実施権を放棄することができない。

③通常実施権者は、質権者の同意を得なければ通常実施権を放棄することができない。

〈新設 2013.5.28〉

第107条【放棄の効果】 デザイン権・専用実施権及び通常実施権を放棄した時には、デザイン権・専用実施権及び通常実施権は、その時から効力が消滅する。

〈新設 2013.5.28〉

第108条【質権】 デザイン権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権を設定した時には、質権者は契約で特別に定めた場合を除いては、該当登録デザインを実施することができない。

〈新設 2013.5.28〉

第 109 条【質権の物上代位】 質権は、この法による報償金や登録デザインの実施に対して受ける対価や物品に対しても行使することができる。但し、その報償金などの支給又は引渡し前に差押えしなければならない。

〈新設 2013.5.28〉

第 110 条【質権行使によるデザイン権の移転による通常実施権】 デザイン権者は、デザイン権を目的とする質権設定前にその登録デザイン又はこれと類似するデザインを実施している場合には、そのデザイン権が競売などにより移転されたとしても、そのデザイン権に対して通常実施権を有する。この場合、デザイン権者は競売などによりデザイン権を受け継いだ者に相当の対価を支給しなければならない。

〈新設 2013.5.28〉

第 111 条【相続人がいない場合のデザイン権の消滅】 デザイン権の相続が開始されたが相続人がいない場合には、そのデザイン権は消滅する。

〈新設 2013.5.28〉

第 112 条【対価及び報償金額に対する執行権限】 この法により、特許庁長が定めた対価と報償金額に関して確定された決定は、執行力がある執行権限と同じ効力を有する。この場合、執行力がある正本は特許庁所属の公務員が附与する。

〈新設 2013.5.28〉

第 6 章 デザイン権者の保護 〈改正 2013.5.28〉

第 113 条【権利侵害に対する禁止請求権等】

①デザイン権者又は専用実施権者は、自らの権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者に対して、その侵害の禁止又は予防を請求することができる

②第 43 条第 1 項により秘密とすることを請求したデザインのデザイン権者及び専用実施権者は、産業通商資源部令で定めるところによりそのデザインに関する次の各号の事項に対して、特許庁長から証明を受けた書面を提示して警告した後でなければ、第 1 項による請求を行うことが出来ない。

1. デザイン権者及び専用実施権者(専用実施権者が請求する場合のみ該当する)の姓名及び住所(法人である場合には、その名称及び主な事務所の所在地をいう)

2. デザイン登録出願番号及び出願日

3. デザイン登録番号及び登録日

4. デザイン登録出願書に添付した図面・写真又は見本の内容

③デザイン権者又は専用実施権者は第1項による請求をする時には、侵害行為を造成した物品の廃棄、侵害行為に提供されていた設備の除去、その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

〈新設 2013.5.28〉

第114条【侵害と見なされる行為】 登録デザインやこれと類似するデザインに関する物品の生産のみに使用する物品を業として、生産・譲渡・貸与・輸出又は輸入するか業としてその物品の譲渡又は貸与の請約をする行為は、そのデザイン権又は専用実施権を侵害したものとみなす。

〈新設 2013.5.28〉

第115条【損害額の推定等】

①デザイン権者又は専用実施権者は故意や過失により自らのデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対して、その侵害により自分が受けた損害の賠償を請求する場合、その権利を侵害した者がその侵害行為を起こした物件を譲渡した時には、その物件の譲渡数量にデザイン権者又は専用実施権者が、その侵害行為がなければ販売できた物件の単位数量当たりの利益額をかけた金額を、デザイン権者又は専用実施権者が受けた損害額にすることが出来る。

②第1項により損害額を算定する場合、損害額はデザイン権者又は専用実施権者が生産できた物件の数量から実際販売した物件の数量を引いた数量に、単位数量当たりの利益額をかけた金額を限度とする。但し、デザイン権者又は専用実施権者が侵害行為外の事由で販売出来なかった事情がある時には、その侵害行為外の事由で販売出来なかった数量による金額を引かなければならない。

③デザイン権者又は専用実施権者が故意や過失で、自らのデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対してその侵害により自分が受けた損害の賠償を請求する場合、権利を侵害した者がその侵害行為で利益を得た時には、その利益額をデザイン権者又は専用実施権者が受けた損害額と推定する。

④デザイン権者又は専用実施権者が故意や過失で自らのデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対してその侵害により自分が受けた損害の賠償を請求する場合、その登録デザインの実施に対して通例的に受けることができる金額を、デザイン権者又は専用実施権者が受けた損害額として損害賠償を請求することができる。

⑤第4項にもかかわらず損害額が同項に規定された金額を超過する場合には、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合、デザイン権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がない時には、法院は損害賠償額を算定する時、その事実を参酌することができる。

⑥法院は、デザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴訟で損害が発生したことは認められるが、その損害額を証明するために必要な事実を明らかにすることが事実の性質上極めて困難な場合には、第1項から第5項までの規定にもかかわらず、弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づいて相当の損害額を認めることができる。

<新設 2013.5.28>

第 116 条【過失の推定】

①他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害行為に対して過失があるものと推定する。但し、第 43 条第 1 項により秘密デザインで設定登録されたデザイン権又は専用実施権の侵害に対しては、その限りではない。

②デザイン一部審査登録デザインのデザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者がその登録デザイン又はこれと類似するデザインと関連して他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した場合には、第 1 項を準用する。

<新設 2013.5.28>

第 117 条【デザイン権者などの信用回復】 法院は、故意や過失でデザイン権又は専用実施権を侵害することによりデザイン権者又は専用実施権者の業務上信用を落とした者に対しては、デザイン権者又は専用実施権者の請求により損害賠償を代わって又は損害賠償と共にデザイン権者又は専用実施権者の業務上信用回復のために必要な措置を命じることができる。

<新設 2013.5.28>

第 118 条【書類の提出】 法院は、デザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴訟で、当事者の申請により該当侵害行為による損害を計算するに必要な書類を提納付するように、他の当事者に命じることができる。但し、その書類の所持者が、その書類の提出を拒む正当な理由がある時にはその限りではない。

<新設 2013.5.28>

第 7 章 審 判 <改正 2013.5.28>

第 119 条【補正却下決定に対する審判】 第 49 条第 1 項による補正却下決定を受けた者がその決定に不服する時には、その決定謄本を送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる。

<新設 2013.5.28>

第 120 条【デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判】 デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定を受けた者が不服する時には、その決定謄本を送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる。

<新設 2013.5.28>

第 121 条【デザイン登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官はデザイン登録が次の各号のいずれかに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、第 41 条により複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては、各デザインごとに請求しなければならない。

1.第3条第1項の本文によるデザイン登録を受けることができる権利を持たないか、同項の但書きによりデザイン登録を受けることができない場合

2.第27条、第33条、第34条、第35条第2項・第3項、第39条及び第46条第1項・第2項に違反した場合

3.条約に違反した場合

4.デザイン登録された後、そのデザイン権者が第27条によりデザイン権を享受できない者になるか、そのデザイン登録が条約に違反した場合

②第1項による審判は、デザイン権が消滅された後にも請求することができる。

③デザイン登録を無効にするとする審決が確定された時には、そのデザイン権は最初からなかったものとみなす。但し、第1項第4号によりデザイン登録を無効にするとする審決が確定された場合には、デザイン権はそのデザイン登録が同号に該当するようになった時からなかったものとみなす。

④審判長は、第1項の審判が請求された場合には、その趣旨を該当デザイン権の専用実施権者やその他にデザインに関する権利を登録した者に通知しなければならない。

<新設 2013.5.28>

第122条【権利範囲確認審判】 デザイン権者・専用実施権者又は利害関係人は、登録デザインの保護範囲を確認するためにデザイン権の権利範囲確認審判を請求することができる。この場合、第41条により複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては、各デザインごとに請求しなければならない。

<新設 2013.5.28>

第123条【通常実施権許諾の審判】

①デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、該当登録デザイン又は登録デザインと類似するデザインが第95条第1項又は第2項に該当して実施の許諾を受けようとする場合に、その他人が正当な理由無して許諾しないかその他の許諾を受けることができない時には、自らの登録デザイン又は登録デザインと類似するデザインの実施に必要な範囲で、通常実施権の許諾の審判を請求することができる。

②第1項による審判により通常実施権を許諾した者が、その通常実施権の許諾を受けた者の登録デザイン又はこれと類似するデザインを実施する必要がある場合に、その通常実施権を許諾を受けた者が実施を許諾しなかつたり実施の許諾を受けることができない時には、通常実施権の許諾を受けて実施しようとする登録デザイン又はこれと類似するデザインの範囲で、通常実施権許諾の審判を請求することができる。

③第1項及び第2項により通常実施権の許諾を受けた者は、特許権者・実用新案権者・デザイン権者又はその専用実施権者に対価を支給しなければならない。但し、自分が責任を負えない事由で支給することができない場合には、その対価を供託しなければならない。

④第3項による通常実施権者は、その対価を支給しないか供託をしなければ、その特許発明・登録実用新案又は登録デザインやこれと類似するデザインを実施することが出来ない。

〈新設 2013.5.28〉

第124条【審査規定のデザイン登録拒絶決定に対する審判への準用】

①デザイン登録拒絶決定に対する審判に関しては、第48条第1項から第3項まで、第48条第4項第1号、第49条、第63条及び第65条を準用する。この場合、第48条第4項第1号中「第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定(以下、「デザイン登録要否決定」とする)の通知書が発送になる前まで」は、「拒絶理由通知による意見書提出期間まで」とみなし、第49条第3項中「第119条により審判を請求した場合」は「第166条第1項により訴を提起した場合」と、「その審決が確定される時まで」は「その判決が確定される時まで」とみなす。

②第1項により準用される第63条は、デザイン登録拒絶決定の理由と他の拒絶理由を審判手続で発見した場合のみに適用する。

〈新設 2013.5.28〉

第125条【共同審判の請求等】

①デザイン権又はデザイン登録を受けることができる権利の共有者がその共有である権利について審判を請求する時には、共有者全員が共同で請求しなければならない。

②第1項にもかかわらず同じデザイン権について第121条第1項のデザイン登録無効審判又は第122条の権利範囲確認審判を請求する者が2人以上であれば、各自又は全員が共同で審判を請求することができる。

③共有であるデザイン権のデザイン権者に対して審判を請求する時には、共有者の全員を被請求人としなければならない。

④第1項又は第2項による請求人や第3項による被請求人の中の1人に審判手続の中止又は中止の原因があれば、全員にその効力が発生する。

〈新設 2013.5.28〉

第126条【審判請求方式】

①第121条から第123条までによりデザイン登録の無効審判、権利範囲確認審判又は通常実施権許諾の審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

1.当事者の姓名及び住所(法人である場合にはその名称及び営業所の所在地)

2.代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)

3.審判事件の表示

4.請求の趣旨及びその理由

②第1項により提出された審判請求書を補正する場合には、その要旨を変更することが出来ない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合にはその限りではない。

1.第1項第1号による当事者の中にデザイン権者の記載を正すために補正(追加するのを含む)する場合

2.第1項第4号による請求の理由を補正する場合

3.デザイン権者又は専用実施権者が、第122条により請求した権利範囲確認審判で審判請求書の確認対象デザイン(請求人が主張する被請求人のデザインをいう)の図面に対して被請求人が自身が実際に実施しているデザインと比較して異なると主張する場合に、請求人が被請求人の実施デザインと同じにするために審判請求書の確認対象デザインの図面を補正する場合

③第122条による権利範囲確認審判を請求する時には、登録デザインと対応することができる図面を添付しなければならない。

④第123条第1項による通常実施権許諾の審判の請求書には、第1項各号の事項の他に次の各号の事項を追加で記載しなければならない。

1.実施しようとする自らの登録デザインの番号及び名称

2.実施になるべき他の人の特許発明・登録実用新案又は登録デザインの番号・名称及び特許や登録の年月日

3.特許発明・登録実用新案又は登録デザインの通常実施権の範囲・期間及び対価

〈新設 2013.5.28〉

第127条【デザイン登録拒絶決定などに対する審判請求方式】

①第119条又は第120条により補正却下決定、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならず、特許審判院長は、第120条によるデザイン登録取消決定に対する審判が請求された場合にはその趣旨を異議申立人に知らせなければならない。

1.請求人の姓名及び住所(法人である場合にはその名称及び営業所の所在地)

2.代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)

3.出願日と出願番号(デザイン登録取消決定に対して不服する場合にはデザイン登録日と登録番号)

4.デザインの対象になる物品及び物品類

5.デザイン登録拒絶決定日、デザイン登録取消決定日又は補正却下決定日

6.審判事件の表示

7.請求の趣旨及びその理由

②第1項により提出された審判請求書を補正する場合には、その要旨を変更することが出来ない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合にはその限りではない。

1.第1項第1号による請求人の記載を正すために補正(追加するのを含む)する場合

2.第1項第7号による請求の理由を補正する場合

〈新設 2013.5.28〉

第128条【審判請求の却下等】

①審判長は次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めてその補正を命じなければならない。

1.審判請求書が、第126条第1項・第3項・第4項又は第127条第1項に違反した場合

2.審判に関する手続が、次の各目のいずれかに該当する場合

イ.第4条第1項又は第7条に違反した場合

ロ.第85条により、納付すべの手数料を納付しない場合

ハ.同法又は同法による命令で定める方式に違反した場合

②審判長は、第1項による補正命令を受けた者が指定された期間に補正をしなければ、決定で審判請求を却下しなければならない。

③第2項による決定は書面でしなければならず、その理由を付けなければならぬ。

〈新設 2013.5.28〉

第 129 条【補正出来ない審判請求の審決却下】 不適法な審判請求としてその欠陥を補正することができない時には、被請求人に答弁書提出の機会を与えずに審決として却下することができる。

〈新設 2013.5.28〉

第 130 条【審判官】

- ①特許審判院長は、審判が請求されれば審判官に審判するようとする。
- ②審判官の資格は、大統領令で定める。
- ③審判官は、職務上独立して審判する。

〈新設 2013.5.28〉

第 131 条【審判官の指定】

- ①特許審判院長は、各審判事件に対して第 133 条による合議体を構成する審判官を指定しなければならない。
- ②特許審判院長は、第 1 項の審判官の中、審判に関与することに支障がある者がいれば、他の審判官に審判させることができる。

〈新設 2013.5.28〉

第 132 条【審判長の指定】

- ①特許審判院長は、第 131 条第 1 項により指定された審判官の中から、1 人を審判長として指定しなければならない。
- ②審判長は、その審判事件に関する事務を総括する。

〈新設 2013.5.28〉

第 133 条【審判の合議体】

- ①審判は、3 人又は 5 人の審判官で構成される合議体が行う。
- ②第 1 項の合議体の合意は、過半数で決定する。
- ③審判の合意は、公開しない。

〈新設 2013.5.28〉

第 134 条【答弁書提出等】

- ①審判長は、審判が請求されば請求書副本を被請求人に送達して、期間を定めて答弁書を提出できる機会を与えなければならない。
- ②審判長は、第 1 項の答弁書を受けた時には、その副本を請求人に送達しなければならない。
- ③審判長は、審判に関して当事者を審問することができる。

<新設 2013.5.28>

第 135 条【審判官の除斥】 審判官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その審判関与から除斥される。

1. 審判官又はその配偶者か配偶者であった者が、事件の当事者、参加人又は異議申立人の場合
2. 審判官が、事件の当事者、参加人又は異議申立人の親族か親族であった場合
3. 審判官が、事件の当事者、参加人又は異議申立人の法定代理人か法定代理人であった場合
4. 審判官が、事件に対する証人、鑑定人となった場合又は鑑定人であった場合
5. 審判官が、事件の当事者・参加人又は異議申立人の代理人か代理人であった場合
6. 審判官が、事件に対して審査官又は審判官として補正却下決定、デザイン登録要否決定、デザイン一部審査登録異議申立に対する決定又は審決に關与した場合
7. 審判官が、事件に関して直接利害関係を有する場合

<新設 2013.5.28>

第 136 条【除斥申請】 第 135 条による除斥の原因があれば、当事者又は参加人は除斥申請ができる。

<新設 2013.5.28>

第 137 条【審判官の忌避】

- ① 審判官に公正な審判を期待し難い事情があれば、当事者又は参加人は忌避申請ができる。
- ② 当事者又は参加人は、事件に対して審判官に書面又は口頭で陳述をした後には、忌避申請を出来ない。但し、忌避の原因があることを知らない場合又は忌避の原因がその後に発生した場合にはその限りではない。

<新設 2013.5.28>

第 138 条【除斥又は忌避の疎明】

① 第 136 条及び第 137 条により除斥及び忌避申請をしようとする者は、その原因を記載した書面を特許審判院長に提出しなければならない。但し、口述審理をする時には、口述ですることができる

② 除斥又は忌避の原因是、申請した日から 3 日以内に疎明しなければならない。

<新設 2013.5.28>

第 139 条【除斥又は忌避申請に関する決定】

- ①除斥又は忌避申請があれば、審判で決定しなければならない。
- ②除斥又は忌避の申請を受けた審判官は、その除斥又は忌避に対する審判に関与することが出来ない。但し、意見を陳述することはできる。
- ③第 1 項による決定は書面でしなければならず、その理由を付けなければならぬ。
- ④第 1 項による決定には、不服することが出来ない。

<新設 2013.5.28>

第 140 条【審判手続の中止】 除斥又は忌避の申請があれば、その申請に対する決定がある時まで、審判手続を中止しなければならない。但し、緊急な場合にはその限りではない。

<新設 2013.5.28>

第 141 条【審判官の回避】 審判官が第 135 条又は第 137 条に該当する場合には、特許審判院長の許可を受けて該当事件に対する審判を回避することができる。

<新設 2013.5.28>

第 142 条【審理等】

- ①審判は、口述審理又は書面審理とする。但し、当事者が口述審理を申請した時には、書面審理のみで決定できると認められる場合以外には、口述審理をしなければならない。
- ②口述審理は、公開しなければならない。但し、公共の秩序又は善良な風俗を乱れるおそれがあればその限りではない。
- ③審判長は、第 1 項により口述審理で審判をする場合には、その期日及び場所を定めてその趣旨を記載した書面を、当事者及び参加人に送達しなければならない。但し、該当事件に出席した当事者及び参加人に知らせた時にはその限りではない。
- ④審判長は、第 1 項により口述審理で審判をする場合には、特許審判院長が指定した職員に、期日ごとに審理の要旨とその他に必要な事項を記載した調書を作成するようにしなければならない。
- ⑤第 4 項の調書は、審判長及び調書を作成した職員が記名捺印しなければならない。
- ⑥第 4 項の調書に関しては、「民事訴訟法」第 153 条・第 154 条及び第 156 条から第 160 条までの規定を準用する。
- ⑦審判に関しては、「民事訴訟法」第 143 条・第 259 条・第 299 条及び第 367 条を準用する。

⑧審判長は、口述審理中、審判政内の秩序を維持する。

〈新設 2013.5.28〉

第 143 条【参加】

①第 125 条第 2 項により審判を請求することができる者は、審理が終結される時までその審判に参加することができる。

②第 1 項による参加人は、被参加人がその審判の請求を取り下げた後にも審判手続を続行することができる。

③審判の結果に対して利害関係を有する者は、審理が終結される時まで当事者のいずれか一方を補助するために、その審判に参加することができる。

④第 3 項による参加人は、全ての審判手続を行なうことができる。

⑤第 1 項又は第 3 項による参加人に審判手続の中止の原因があれば、その中断又は中止は被参加人に対してもその効力が発生する。

〈新設 2013.5.28〉

第 144 条【参加の申請及び決定】

①審判に参加しようとする者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。

②審判長は、参加申請がある場合には参加申請書副本を当事者及び他の参加人に送達し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。

③参加申請がある場合には、審判でその参加可否を決定しなければならない。

④第 3 項による決定は、書面でしなければならず、その理由を付けなければならない。

⑤第 3 項による決定には、不服することは出来ない。

〈新設 2013.5.28〉

第 145 条【証拠調査及び証拠保全】

①審判では、当事者、参加人又は利害関係人の申請により又は職権で、証拠調査や証拠保全をすることができる。

②第 1 項による証拠調査及び証拠保全に関しては、「民事訴訟法」第 2 篇第 3 章の中の証拠調査及び証拠保全に関する規定を準用する。但し、審判官は、過怠金の決定をするか拘引を命じるか保証金を供託させることは出来ない。

③証拠保全申請は、審判請求前には特許審判院長にし、審判継続の中にはその事件の審判長にしなければならない。

④特許審判院長は、審判請求前に第1項による証拠保全申請があれば、証拠保全申請に関する審判官を指定する。

⑤審判長は、第1項により職権で証拠調査や証拠保全をした時には、その結果を当事者・参加人又は利害関係人に送達して、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えるなければならない。

<新設 2013.5.28>

第146条【審判の進行】 審判長は、当事者又は参加人が法廷期間又は指定期間に手続を行なわないか、第142条第3項による期日に出席しなくても、審判を進行することができる。

<新設 2013.5.28>

第147条【職権審理】

①審判では、当事者又は参加人が申請しない理由に対しても、審理することができる。この場合、当事者及び参加人に期間を定めて、その理由に対して意見を陳述する機会を与えるなければならない。

②審判では、請求人が申請しない請求の趣旨に対しては、審理することができない。

<新設 2013.5.28>

第148条【審理・審決の併合又は分離】 審判官は、当事者の両方又はどちらか一方が同一の2以上の審判に対して、審理又は審決を併合するか分離することができる。

<新設 2013.5.28>

第149条【審判請求の取下げ】

①審判請求は、審決が確定される時まで取り下げるができる。但し、第134条第1項による答弁書が提出された後には、相手方の同意を受けなければならない。

②第1項により取下げした時には、その審判請求は最初からなかったものとみなす。

<新設 2013.5.28>

第150条【審決】

①審判は、特別な規定がある場合を除いては審決で終結する。

②第1項の審決は、次の各号の事項を記載した書面でしなければならず、審決をした審判官はその書面に記名捺印しなければならない。

1.審判の番号

- 2.当事者及び参加人の姓名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地)
- 3.代理人がいれば、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)

4.審判事件の表示

- 5.審決の注文(第 123 条の審判の場合には、通常実施権の範囲・期間及び対価を含む)
- 6.審決の理由(請求の趣旨及びその理由の要旨を含む)

7.審決年月日

- ③審判長は、事件が審決をする程に成熟した時には、審理の終結を当事者及び参加人に知らせなければならない。
- ④審判長は、必要だと認めれば第 3 項により審理終結を通知した後にも、当事者又は参加人の申請により又は職権で審理を再開することができる。
- ⑤審決は、第 3 項による審理終結通知をした日から 20 日以内にする。

- ⑥審判長は、審決又は決定があればその謄本を当事者、参加人、及び審判に参加申請をしたが、その申請が拒否された者に送達しなければならない。

〈新設 2013.5.28〉

第 151 条【一事不再理】 同法による審判の審決が確定された時には、その事件に対しては何人でも同じ事実及び同じ証拠により再度審判を請求することが出来ない。但し、確定された審決が却下審決である場合には、その限りではない。

〈新設 2013.5.28〉

第 152 条【訴訟との関係】

- ①審判長は、審判で必要であればその審判事件と関連するデザイン一部審査登録異議申立に対する決定又は他の審判の審決が確定されるか訴訟手続が完結される時まで、その手続を中止することができる。
- ②法院は、訴訟手続において必要であれば、デザインに関する審決が確定される時まで、その訴訟手続を中止することができる。
- ③法院は、デザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴が提起された場合には、その趣旨を特許審判院長に通報しなければならない。その訴訟手続が終わった時にも、また同じである。
- ④特許審判院長は、第 3 項によるデザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴に対応してそのデザイン権に関する無効審判などが請求された場合には、その趣旨を第 3 項に該当する法院

に通報しなければならない。その審判請求の却下決定、審決又は請求の取下がある場合にも、また同じである。

〈新設 2013.5.28〉

第 153 条【審判費用】

- ①第 121 条第 1 項及び第 122 条による審判費用の負担に関する事項は、審判が審決により終結される時にはその審決で定めて、審判が審決によらず終結される時には決定で定めるなければならない。
- ②第 1 項の審判費用に関しては、「民事訴訟法」第 98 条から第 103 条まで、第 107 条第 1 項・第 2 項、第 108 条、第 111 条、第 112 条及び第 116 条を準用する。
- ③第 119 条・第 120 条又は第 123 条の審判費用は、請求人又は異議申立人が負担する。
- ④第 3 項により請求人又は異議申立人が負担する費用に関しては、「民事訴訟法」第 102 条を準用する。
- ⑤審判費用額は、審決又は決定が確定された後、当事者の請求を受けて特許審判院長が決定する。
- ⑥審判費用の範囲・金額・納付及び審判で手続上の行為をするために必要な費用の支給に関しては、その性質に反しない範囲で「民事訴訟費用法」中の該当規定の例に従う。
- ⑦審判の代理をした弁理士に当事者が支給したか支給する報酬は、特許庁長が定めた金額の範囲内で審判費用とみなす。この場合、複数の弁理士が審判の代理をした場合でも、1 名の弁理士が審判代理したものとみなす。

〈新設 2013.5.28〉

第 154 条【審判費用額又は対価に対する執行権限】 この法により特許審判院長が定めた審判費用額又は審判官が定めた対価に関して確定された決定は、執行力ある執行権限と同じ効力を持つ。この場合、執行力ある正本は、特許審判院の所属公務員が附与する。

〈新設 2013.5.28〉

第 155 条【デザイン登録拒絶決定などに対する審判の特則】 第 134 条第 1 項・第 2 項、第 143 条及び第 144 条は第 119 条又は第 120 条による審判には、適用しない。

〈新設 2013.5.28〉

第 156 条【審査又はデザイン一部審査登録異議申立手続の効力】 審査又はデザイン一部審査登録異議申立の手続で行なったデザインに関する手続は、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判においてもその効力がある。

〈新設 2013.5.28〉

第 157 条【デザイン登録拒絶決定などの取消】

- ①審判官は、第 119 条又は第 120 条による審判が請求された場合にその請求が理由ありと認められる時には、審決で補正却下決定、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定を取消しなければならない。
- ②審判で補正却下決定、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定を取消す場合には、審査に戻すという審決ができる。
- ③第 1 項及び第 2 項による審決で取消の基本となった理由は、その事件に対して審査官を拘束する。

〈新設 2013.5.28〉

第 8 章 再審及び訴訟 〈改正 2013.5.28〉

第 158 条【再審の請求】

- ①当事者は、確定された審決に対して再審を請求することができる。
- ②第 1 項の再審請求に関しては、「民事訴訟法」第 451 条及び第 453 条を準用する。

〈新設 2013.5.28〉

第 159 条【詐害審決に対する不服請求】

- ①審判の当事者が共謀して第三者の権利又は利益を詐害する目的で審決をするようにした場合には、第三者はその確定された審決に対して再審を請求することができる。
- ②第 1 項の再審請求の場合には、審判の当事者を共同被請求人とする。

〈新設 2013.5.28〉

第 160 条【再審請求の期間】

- ①当事者は、審決確定後、再審の事由を知った日から 30 日以内に再審を請求しなければならない。
- ②代理権の欠陥を理由に再審を請求する場合に、第 1 項の期間は、請求人又は法定代理人が審決謄本の送達により審決があつたことを知った日の次の日から起算する。
- ③審決確定後 3 年が過ぎれば、再審を請求することは出来ない。
- ④再審事由が審決確定後に生じた時には、第 3 項の期間はその理由が発生した日の次の日から起算する。

⑤第1項及び第3項は、該当審決の以前の確定審決と抵触するという理由で再審を請求する場合には適用しない。

〈新設 2013.5.28〉

第161条【再審により回復したデザイン権の効力制限】

①次の各号のいずれかに該当する場合に、デザイン権の効力は該当審決が確定された後、再審請求登録前に善意で輸入又は国内で生産したか取得した物品には及ばない。

1.無効とされたデザイン権(デザイン登録取消決定に対する審判により取消が確定されたデザイン権を含む)が、再審により回復した場合

2.デザイン権の権利範囲に属しないとする審決が確定された後、再審によりその審決と相反する審決が確定された場合

3.拒絶するという趣旨の審決があったデザイン登録出願に対して、再審によりデザイン権が設定登録された場合

②第1項の各号に該当する場合のデザイン権の効力は、次の各号のいずれかの行為に及ばない。

1.該当審決が確定された後、再審請求登録前にした該当デザインの善意の実施

2.登録デザインと関連した物品の生産のみに使用する物品を該当審決が確定された後に、再審請求登録前に善意で生産・譲渡・貸与・輸出又は輸入するか譲渡又は貸与の請約をする行為

〈新設 2013.5.28〉

第162条【再審により回復したデザイン権に対する先使用者の通常実施権】

第161条第1項各号のいずれかに該当する場合には、審決が確定した後再審請求の登録前に、国内で善意でそのデザインの実施事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、実施しているか準備しているデザイン及び事業の目的の範囲で、そのデザイン権について通常実施権を有する。

〈新設 2013.5.28〉 〈改正 2016.4.28〉

第163条【再審により通常実施権を喪失した原権利者の通常実施権】

①第123条第1項又は第2項により通常実施権を許諾するとする審決が確定された後、再審でこれに相反する審決が確定された場合には、再審請求登録前に善意で国内でそのデザインの実施事業をしている者又はその事業を準備している者は、原通常実施権の事業目的及びデザインの範囲で、そのデザイン権又は再審の審決が確定された当時に存在する専用実施権に対して通常実施権を持つ。

②第1項により通常実施権を持つ者は、デザイン権者又は専用実施権者に相当する対価を支給しなければならない。

<新設 2013.5.28>

第 164 条【再審での審判規定の準用】 再審 の手続に関しては、その性質に反しない範囲で審判の手続に関する規定を準用する。

<新設 2013.5.28>

第 165 条【「民事訴訟法」の準用】 再審請求に関しては、「民事訴訟法」第 459 条第 1 項を準用する。

<新設 2013.5.28>

第 166 条【審決などに対する訴】

①審決に対する訴と第 124 条第 1 項(第 164 条で準用する場合を含む)により準用される第 49 条第 1 項による却下決定及び審判請求や再審請求の却下決定に対する訴は、特許法院の専属管轄とする。

②第 1 項による訴は、当事者、参加人又は該当審判や再審に参加申請をしたがその申請が拒否された者のみが提起することができる。

③第 1 項による訴は、審決又は決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に提起しなければならない。

④第 3 項の期間は、不变期間とする。

⑤審判長は、住所又は居所が遠く離れた所にあるか、交通が不便な地域にいる者のために、職権で第 3 項の不变期間に対して、付加期間を定めることができる。

⑥審判を請求することができる事項に関する訴は、審決に対するものではなければ提起することは出来ない。

⑦第 150 条第 2 項第 5 号による対価の審決及び第 153 条第 1 項による審判費用の審決又は決定に対しては、独立して第 1 項による訴を提起することは出来ない。

⑧第 1 項による特許法院の判決に対しては、大法院に上告できる。

<新設 2013.5.28>

第 167 条【被告適格】 第 166 条第 1 項による訴は、特許庁長を被告として提起しなければならない。但し、第 121 条第 1 項、第 122 条、第 123 条第 1 項及び第 2 項による審判又はその再審の審決に対する訴は、その請求人又は被請求人を被告として提起しなければならない。

<新設 2013.5.28>

第 168 条【訴提起通知及び裁判書正本送付】

①法院は、審決に対する訴と第 124 条第 1 項(第 164 条で準用する場合を含む)により準用される第 49 条第 1 項による却下決定に対する訴又は第 166 条第 8 項による上告が提起された時には、遅滞せずその趣旨を特許審判院長に通知しなければならない。

②法院は、第 167 条の但書による訴に関して訴訟手続が完結された時には、遅滞せずその事件に対する各審級の裁判書の正本を特許審判院長に送らなければならない。

<新設 2013.5.28>

第 169 条【審決又は決定の取消】

①法院は、第 166 条第 1 項により訴が提起された場合にその請求が理由ありと認められる時には、判決で該当審決又は決定を取消さなければならない。

②審判官は、第 1 項により審決又は決定の取消判決が確定された時には、再度審理をして審決又は決定をしなければならない。

③第 1 項による判決において取消の基本となった理由は、その事件に対して特許審判院を拘束する。

<新設 2013.5.28>

第 170 条【対価に関する不服の訴】

①第 123 条第 3 項による対価に対して審決・決定を受けた者がその対価に不服する時には、法院に訴訟を提起することができる。

②第 1 項による訴訟は、審決・決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に提起しなければならない。

③第 2 項による期間は、不变期間とする。

<新設 2013.5.28>

第 171 条【対価に関する訴訟の被告】 第 170 条による訴訟で第 123 条第 3 項による対価に對しては、通常実施権者・専用実施権者又はデザイン権者を被告としなければならない。

<新設 2013.5.28>

第 172 条【弁理士の報酬と訴訟費用】 訴訟を代理した弁理士の報酬に関しては、「民事訴訟法」第 109 条を準用する。この場合「弁護士」は、「弁理士」とみなす。

<新設 2013.5.28>

**第 9 章 「工業デザインの国際登録に関するハーグ協定」に基づく国際出願 [全文改正
2013.5.28]**

第1節 特許庁を通じた国際出願 <新設 2013.5.28>

第173条【国際出願】「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」(1999年世界知識財産機構によりジュネーブ外交会議で採択された条約をいい、以下、「ハーグ協定」とする)第1条(vi)による国際登録(以下、「国際登録」とする)のために出願をしようとする者は、特許庁を通じてハーグ協定第1条(vii)による国際出願(以下、「特許庁を通じた国際出願」とする)をすることができる。

<新設 2013.5.28>

第174条【国際出願ができる者】特許庁を通じた国際出願ができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。2人以上が共同で出願する場合には、各自全員が次の各号のいずれかに該当しなければならない。

1.大韓民国の国民

2.大韓民国に住所(法人である場合には、営業所をいう)がある者

3.その他に産業通商資源部令で定めることにより大韓民国に居所がある者

<新設 2013.5.28>

第175条【国際出願の手続】

①特許庁を通じた国際出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める方式により作成された国際出願書及びその出願に必要な書類(ハーグ協定の特定締約当事者が要求する書類などをいう)を特許庁長に提出しなければならない。

②国提出願書には、次の各号の事項を記載するか添付しなければならない。

1.ハーグ協定第1条(vii)による国際出願の趣旨

2.特許庁を通じた国際出願をしようとする者の姓名及び住所(法人である場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)。国際出願をしようとする者が2人以上であって、その住所が互いに異なり、代理人がない場合には連絡を受ける住所を追加で記載しなければならない。

3.第174条の各号に関する事項

4.デザインの保護を受けようとする国家(ハーグ協定第1条(x ii)による政府間の機構を含み、以下、「指定国」とする)

5.図面(写真を含む。以下、同じ。)

6.デザインの対象になる物品及び物品類

7.ハーグ協定第5条(1)(vi)による手数料の納付方法

8.その他に産業通商資源部令で定める事項

③特許庁を通じた国際出願をしようとする者がハーグ協定第5条(5)による公開延期申請をしようとする場合には、国提出願書に図面の代わりに産業通商資源部令で定めるところによる見本を添付することができる。

④特許庁を通じた国際出願をしようとする者は、指定国が要求する場合に、次の各号の事項が国提出願書に含まれていなければならない。

1.デザインを創作した人の姓名及び住所

2.図面又はデザインの特徴に対する説明

3.デザイン権の請求範囲

〈新設 2013.5.28〉

第176条【国際出願書等の書類提出の効力発生時期】 国際出願書、その出願に必要な書類及び第177条第2項による書類は、特許庁長に到達した日からその効力が発生する。郵便で提出された場合にも、また同じである。

〈新設 2013.5.28〉

第177条【記載事項の確認等】

①特許庁長は、国際出願書が到達した日を国提出願書に記載して関係書類と共にハーグ協定第1条(x x viii)による国際事務局(以下、「国際事務局」とする)に送り、その国際出願書の写しを、特許庁を通じて国際出願をした者(以下、同条で「国際出願人」とする)に送らなければならない。

②第1項にもかかわらず、特許庁長は国際出願書の記載事項が次の各号のいずれかに該当する場合には、国際出願人に相当な期間を定めて補完に必要な書類(以下、同章で「代替書類」とする)の提出を命じなければならない。

1.産業通商資源部令で定めた言語で作成されていない場合

2.国際出願の趣旨が明確に表示されていない場合

3.特許庁を通じた国際出願をした者の姓名又は名称が記載されていないか明確に記載されていないため、国際出願人を特定することが出来ない場合

4.国際出願人(代理人がデザインに関する手続を行なう場合には、その代理人をいう)と連絡をするための住所などが明確に記載されていない場合

5.図面又は見本がない場合

6.指定国の表示がない場合

③第2項による提出命令を受けた者が指定期間に代替書類を提出した場合には、その代替書類が特許庁長に到達した日を国際出願書が到達した日とみなす。

<新設 2013.5.28>

第178条【送達料の納付】

①特許庁を通じた国際出願をしようとする者は、特許庁長が国際出願書及び出願に必要な書類を国際事務局に送るに必要な金額(以下、「送達料」とする)を特許庁長に納付しなければならない。

②送達料、その納付方法・納付期間、その他に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

③特許庁長は、特許庁を通じた国際出願をしようとする者が送達料を納付しない場合には、相当な期間を定めて補正を命じなければならない。

④特許庁長は、第3項による補正命令を受けた者が指定された期間に送達料を納付しない場合には、該当手続を無効とすることができます。

<新設 2013.5.28>

第2節 国際デザイン登録出願 <新設 2013.5.28>

第179条【国際デザイン登録出願】

①ハーグ協定第1条(vi)による国際登録として大韓民国を指定国として指定した国際登録(以下、「国際デザイン登録出願」とする)は、この法によるデザイン登録出願とみなす。

②ハーグ協定第10条(2)による国際登録日は、この法によるデザイン登録出願日とみなす。

③国際デザイン登録出願に対しては、ハーグ協定第1条(viii)による国際登録簿(以下、「国際登録簿」とする)に登載された国際登録名義人の姓名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地をいう)、図面、デザインの対象になる物品、物品類、デザインを創作した人の姓名及び住所、デザインの説明は、この法によるデザイン登録出願人の姓名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地をいう)、図面、デザインの対象になる物品、物品類、デザインを創作した人の姓名及び住所、デザインの説明とみなす。

<新設 2013.5.28>

第180条【デザイン登録要件の特例】 第33条第3項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に「第52条、第56条又は第90条第3項によりデザイン公報」は、「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公報、第56条又は第90条第3項によりデザイン公報」とする。

<新設 2013.5.28>

第181条【デザイン登録出願の特例】

①国際デザイン登録出願に対してこの法を適用する時に、国際登録公開は、第37条第1項によるデザイン登録出願書の提出とみなす。

②国際デザイン登録出願に対してこの法を適用する時に、国際登録簿に登載された事項と図面は、第37条第1項及び第2項によるデザイン登録出願書の記載事項と図面とみなす。

③国際デザイン登録出願に対しては、第37条第2項第2号の中、創作内容の要点及び同条第3項を適用しない。

〈新設 2013.5.28〉

第182条【出願日の認定などの特例】 国際デザイン登録出願に対しては、第38条を適用しない。

〈新設 2013.5.28〉

第183条【国際登録の消滅による国際デザイン登録出願又は国際登録デザイン権の取下げ等】

①ハーグ協定第16条(1)(iv)による放棄及び同協定第16条(1)(v)による減縮など変更事項の登載により国際登録の全部又は一部が消滅された場合には、その消滅された範囲で該当国際デザイン登録出願の全部又は一部が取下げされたものとみなし、国際登録デザイン権(国際デザイン登録出願人が第198条第2項により国内で設定登録を受けたデザイン権をいう。以下、同じ)の全部又は一部が放棄されたものとみなす。

②第1項による取下げ又は放棄の効力は、国際登録簿に該当国際登録の変更事項が登載された日から発生する。

〈新設 2013.5.28〉

第184条【秘密デザインの特例】 国際デザイン登録出願に対しては、第43条を適用しない。

〈新設 2013.5.28〉

第185条【国際登録公開の延期が申請された国際デザイン登録出願の閲覧等】

①特許庁長はハーグ協定第11条により国際登録公開の延期が申請された国際デザイン登録出願に対して、次の各号のいずれかに該当する場合には、同協定第10条(5)(a)による秘密写本の閲覧請求に応じなければならない。

1.国際デザイン登録出願をした者(以下、この節で「国際デザイン登録出願人」とする)の資格に関する行政的又は司法的手続の進行を目的に、紛争当事者が国際デザイン登録出願に対する閲覧請求をする場合

2.国際登録簿に登載された国際登録名の人の同意を受けた者が、閲覧請求をする場合

②第1項により秘密写本を閲覧した者は、その閲覧した内容を無断で撮影・複写などの方法で取得するか知り得た内容を漏洩・盗用してはいけない。

<新設 2013.5.28>

第 186 条【出願補正の特例】

- ①第 48 条第 1 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に、「図面の記載事項や写真又は見本」は「図面の記載事項」とする。
- ②国際デザイン登録出願に対しては、第 48 条第 3 項を適用しない。
- ③第 48 条第 4 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に、「第 1 項から第 3 項までの規定」は「第 1 項及び第 2 項」とし、「第 62 条によるデザイン登録拒絶決定」は、「ハーグ協定第 10 条(3)による国際登録公開があった日から、第 62 条によるデザイン登録拒絶決定」とする。
- ④第 48 条第 5 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に、「第 1 項から第 3 項までの規定」は「第 1 項及び第 2 項」とする。

<新設 2013.5.28>

第 187 条【分割出願の特例】

- ①第 50 条第 1 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に、「デザイン登録出願の一部」は「第 63 条による拒絶理由通知を受けた場合にのみ、デザイン登録出願の一部」にする。
- ②第 50 条第 3 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に、「第 48 条第 4 項」は「第 186 条第 3 項」とする。

<新設 2013.5.28>

第 188 条【条約による優先権主張の特例】 第 51 条第 4 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に、「デザイン登録出願日」は、「ハーグ協定第 10 条(3)による国際登録公開があった日」とする。

<新設 2013.5.28>

第 189 条【出願公開の特例】 国際デザイン登録出願に対しては、第 52 条を適用しない。

<新設 2013.5.28>

第 190 条【出願公開効果の特例】 第 53 条第 1 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時、「第 52 条による出願公開」は、「ハーグ協定第 10 条(3)による国際登録公開」とし、同条の第 2 項及び第 6 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時、「第 52 条により出願公開された」は各々「ハーグ協定第 10 条(3)により国際登録公開された」とする。

<新設 2013.5.28>

第 191 条【デザイン登録を受けることができる権利承継の特例】

①第 57 条第 3 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に、「相続やその他の一般承継の場合を除いてはデザイン登録出願人の変更申告」は、「国際デザイン登録出願人が国際事務局に名義変更申告」とする。

②国際デザイン登録出願に対しては、第 57 条第 4 項及び第 5 項を適用しない。

③第 57 条第 6 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に、「第 2 項及び第 5 項」は「第 2 項」とする。

<新設 2013.5.28>

第 192 条【優先審査の特例】 第 61 条第 1 項第 1 号を国際デザイン登録出願に対して適用する時に、「第 52 条による出願公開」は「ハーグ協定第 10 条(3)による国際登録公開」とする。

<新設 2013.5.28>

第 193 条【拒絶決定の特例】 国際デザイン登録出願に対しては、第 62 条第 1 項第 2 号中第 37 条第 4 項により、デザイン登録を受けられない場合は適用しない。

<新設 2013.5.28>

第 194 条【拒絶理由通知の特例】 第 63 条第 1 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に、「デザイン登録出願人に」は、「国際事務局を通じて国際デザイン登録出願人に」とする。

<新設 2013.5.28>

第 195 条【職権補正の特例】 国際デザイン登録出願に対しては、第 66 条を適用しない

<新設 2013.5.28>

第 196 条【登録料及び手数料の特例】

①国際登録デザイン権の存続期間をハーグ協定第 17 条(2)により更新しようとする者又は国際デザイン登録出願人は、産業通商資源部令で定める物品及び物品類により、同協定第 7 条(1)による標準指定手数料又は同協定第 7 条(2)による個別指定手数料を国際事務局に納付しなければならない。

②第 1 項による標準指定手数料及び個別指定手数料に関する事項は、産業通商資源部令で定める。

③国際デザイン登録出願や国際登録デザイン権に対しては、第 79 条から第 84 条まで及び第 86 条(第 1 項第 2 号による無効審判請求に対する手数料は除く)を適用しない。

<新設 2013.5.28>

第 197 条【登録料及び手数料返還の特例】 第 87 条を国際デザイン登録出願に対して適用する時に、同条第 1 項第 3 号は国際デザイン登録出願に対しては適用しない。

<新設 2013.5.28>

第 198 条【デザイン権設定登録の特例】

- ①国際デザイン登録出願に対しては、第 90 条第 2 項を適用しない。
- ②特許庁長は、国際デザイン登録出願に対して第 65 条によるデザイン登録決定がある場合には、デザイン権を設定するための登録をしなければならない。

〈新設 2013.5.28〉

第 199 条【デザイン権存続期間などの特例】

- ①国際登録デザイン権は、第 198 条第 2 項により国内で設定登録された日から発生し、ハーグ協定第 10 条(2)による国際登録日(以下、「国際登録日」とする)後 5 年になる日まで存続する。但し、国際登録日後 5 年になる日(以下、この項で「国際登録満了日」とする)以降に登録決定され、第 198 条第 2 項により国内で設定登録された場合には、設定登録された日から発生し、国際登録満了日後 5 年になる日まで存続する。
- ②第 1 項による国際登録デザイン権の存続期間は、ハーグ協定第 17 条(2)により 5 年ごとに更新することができる。

〈新設 2013.5.28〉

第 200 条【登録デザインの保護範囲の特例】 第 93 条を国際登録デザイン権に対して適用する時に、該当国際登録デザイン権の保護範囲は、次の各号の区分による。

1. 第 48 条による補正がない場合：国際登録簿に登載された事項、図面及びデザインの説明
2. 第 48 条による補正がある場合：各々補正されたデザイン登録出願書の記載事項、図面及びデザインの説明

〈新設 2013.5.28〉

第 201 条【デザイン権の登録効力の特例】

- ①国際登録デザイン権の移転、放棄による消滅又は存続期間の更新は、国際登録簿に登載することにより効力が発生する。但し、特許庁長が、国際登録デザイン権の移転が第 96 条第 1 項の但し書又は同条第 2 項に違反して効力が発生しないと国際事務局に通知した場合には、その限りではない。

②第 98 条第 1 項第 1 号を国際登録デザイン権に対して適用する時に、「移転(相続やその他的一般承継による場合は除く)、放棄による消滅又は処分の制限」は、「処分の制限」とする。

③第 98 条第 2 項を国際登録デザイン権に対して適用する時、に「デザイン権・専用実施権」は「専用実施権」とする。

〈新設 2013.5.28〉

第 202 条【デザイン権放棄の特例】

①国際登録デザイン権に対しては、第 106 条第 1 項を適用しない。

②第 107 条を国際登録デザイン権に対して適用する時に、「デザイン権・専用実施権」は各々「専用実施権」とする。

<新設 2013.5.28>

第 203 条【国際登録簿更正の効力等】

①ハーグ協定第 1 条(viii)による国際登録簿の更正(以下、この条で「更正」とする)がある場合には、該当国際デザイン登録出願は、更正された通り効力を持つ。

②更正の効力は、該当国際デザイン登録出願の国際登録日に遡及して発生する。

③更正が産業通商資源部令で定める事項に関するものとして、該当国際デザイン登録出願に対する登録可否決定があった後に通知された場合に、その登録可否決定はなかったものとみなす。

<新設 2013.5.28>

第 204 条【権利侵害に対する禁止請求権などの特例】 国際登録デザイン権に対しては、第 113 条第 2 項を適用しない。

<新設 2013.5.28>

第 205 条【書類の閲覧などの特例】 第 206 条第 2 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に、「第 52 条により出願公開」は「ハーグ協定第 10 条(3)により国際登録公開」とする。

<新設 2013.5.28>

第 10 章 補 則 <改正 2013.5.28>

第 206 条【書類の閲覧等】

①デザイン登録出願又は審判などに関する証明、書類の謄本又は抄本の発給、デザイン登録原簿及び書類の閲覧又は複写が必要な者は、特許庁長又は特許審判院長に申請することができる。

②特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項の申請があっても第 52 条により出願公開されずデザイン権の設定登録されていないデザイン登録出願に関する書類と公共の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあることは許可しないことができる。

<新設 2013.5.28>

第 207 条【デザイン登録出願・審査・審判などに関する書類の搬出及び公開禁止】

①デザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録異議申立、審判、再審に関する書類又はデザイン登録原簿は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては外部に搬出することが出来ない。

1.第 59 条第 1 項又は第 2 項による先行デザインの調査などのために、デザイン登録出願又は審査に関する書類を搬出する場合

2.第 208 条第 2 項によるデザイン文書電子化業務の委託のために、デザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録異議申立、審判、再審に関する書類やデザイン登録原簿を搬出する場合

3.「電子政府法」第 32 条第 2 項によるオンライン遠隔勤務のために、デザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録異議申立、審判、再審に関する書類やデザイン登録原簿を搬出する場合

②デザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録異議申立、審判又は再審で継続中である事件の内容やデザイン登録可否決定・審決又は決定の内容に関しては、鑑定・証言するか質疑に応答することは出来ない。

〈新設 2013.5.28〉

第 208 条【デザイン文書電子化業務の代行】

①特許庁長は、デザインに関する手続を効率的に処理するために、デザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録異議申立、審判、再審に関する書類又はデザイン登録原簿を電算情報処理組織と電算情報処理組織の利用技術を活用して、電子化する業務又はこれと類似する業務(以下、「デザイン文書電子化業務」とする)をすることができる。

②特許庁長は、デザイン文書電子化業務を産業通商資源部令で定める施設及び人材を備えた法人に委託して、遂行させることができる

③第 2 項によりデ、ザイン文書電子化業務の委託を受けた者(以下、「デザイン文書電子化機関」とする)の役職員又は役職員として在職した人は、職務上知り得たデザイン登録出願中のデザインについて、秘密を漏洩するか盗用してはいけない。

④特許庁長は、第 30 条第 1 項による電子文書で提出されていないデザイン登録出願書、その他に産業通商資源部令で定める書類を第 1 項により電子化して、特許庁又は特許審判院で使用する電算情報処理組織のファイルに収録することができる。

⑤第 4 項によりファイルに収録された内容は、該当書類に記載された内容と同じものとみなす。

⑥デザイン文書電子化業務の遂行方法、その他にデザイン文書電子化業務の遂行のために必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

⑦特許庁長は、デザイン文書電子化機関が第 2 項による産業通商資源部令で定める施設及び人材基準を満たさない場合には、是正を命じることができ、デザイン文書電子化機関が是正命令に従わない場合には、デザイン文書電子化業務の委託を取消すことができる。この場合、予め意見を陳述する機会を与えなければならない。

<新設 2013.5.28>

第 209 条【書類の送達】 この法に規定された書類の送達手続などに関する事項は、大統領令で定める。

<新設 2013.5.28>

第 210 条【公示送達】

①送達を受ける者の住所や営業所が不明で送達できない時には、公示送達をしなければならない。

②公示送達は、書類が送達される者に何時でも交付するという意味をデザイン公報に掲載することによって行う。

③最初の公示送達は、デザイン公報に掲載した日から 2 週間が過ぎれば、その効力が発生する。但し、同じ当事者に対する以後の公示送達はデザイン公報に掲載した日の次の日からその効力が発生する。

<新設 2013.5.28>

第 211 条【在外者に対する送達】

①在外者としてデザイン管理人がいれば、その在外者に送達する書類はデザイン管理人に送達しなければならない。

②在外者としてデザイン管理人がいなければ、その在外者に送達する書類は、航空登記郵便で発送することができる。

③第 2 項により書類を航空登記郵便で発送した場合には、その発送をした日に送達されたものとみなす。

<新設 2013.5.28>

第 212 条【デザイン公報】

①特許庁長は、デザイン公報を発行しなければならない。

②デザイン公報は、産業通商資源部令で定めるところにより電子的媒体で発行することができる。

③特許庁長は、電子的媒体でデザイン公報を発行する場合には、情報通信網を活用してデザイン公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。

④デザイン公報に掲載する事項は、大統領令で定める。

<新設 2013.5.28>

第 213 条【書類の提出等】 特許庁長又は審査官は、当事者に審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するために必要な書類、その他の物の提出を命じることができる。

〈新設 2013.5.28〉

第 214 条【デザイン登録表示】 デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録デザインに関する物品又はその物品の容器や包装などにデザイン登録の表示をすることができる。

〈新設 2013.5.28〉

第 215 条【虚偽表示の禁止】 何人も、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはいけない。

1. デザイン登録されたものではない物品、デザイン登録出願中ではない物品又はその物品の容器や包装にデザイン登録表示又はデザイン登録出願表示をするかこれと紛らわしい表示をする行為

2. 第 1 号の表示をしたものを、譲渡・貸与又は展示する行為

3. デザイン登録されたものではない物品、デザイン登録出願中ではない物品を生産・使用・譲渡又は貸与するために、広告・看板又は標札にその物品がデザイン登録又はデザイン登録出願されたものと表示するか、これと紛らわしい表示をする行為

〈新設 2013.5.28〉

第 216 条【不服の制限】

①補正却下決定、デザイン登録可否決定、デザイン登録取消決定、審決、審判請求や再審請求の却下決定に対しては、他の法律による不服が出来ず、この法により不服が出来ないように規定されている処分に対しては、他の法律による不服が出来ない。

②第 1 項による処分以外の処分に対する不服に対しては、「行政審判法」又は「行政訴訟法」による。

〈新設 2013.5.28〉

第 217 条【秘密維持命令】

①法院は、デザイン権又は専用実施権の訴訟において、その当事者が保有した営業秘密(「不正競争防止法及び営業秘密保護に関する法律」第 2 条第 2 号による営業秘密をいう。以下、同様である)に対して次の各号の事由をすべて疎明した場合には、その当事者の申請により決定で、他の当事者(法人の場合はその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他に該当訴訟により営業秘密を知られた者にその営業秘密を該当訴訟の継続的な遂行以外の目的で使用するか、その営業秘密に係わるこの項による命令を受けた者以外の者に公開しないことを命じることが出来る。但し、その申請時点まで他の当事者(法人の場合はその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他に該当訴訟により営業秘密を知られた者が第 1 号に規定された準備書面の閲覧や証拠調査以外の方法で、その営業秘密を既に取得している場合にはその限りではない。

1.既に提出したか提出すべき準備書面、又は既に調査したか調査すべき証拠に営業秘密が含まれているもの

2.第1号の営業秘密が該当訴訟遂行以外の目的で使用されるか公開される場合、当事者の営業に支障を与えるおそれがある、それを防止するために営業秘密の使用又は公開を制限する必要があるもの

②第1項による命令(以下、「秘密維持命令」という)の申請は、次の各号の事項を記載した書面でしなければならない。

1.秘密維持命令を受けるべき者

2.秘密維持命令の対象となる営業秘密を特定するに充分な事実

3.第1項各号の事由に該当する事実

③法院は秘密維持命令が決定された場合には、その決定書を秘密維持命令を受けた者に送達しなければならない。

④秘密維持命令は、第3項の決定書が秘密維持命令を受けた者に送達された時から効力が発生する。

⑤秘密維持命令の申請を棄却又は却下した裁判に対しては、即時抗告することが出来る。

<新設 2013.5.28>

第218条【秘密維持命令の取消】

①秘密維持命令を申請した者、又は秘密維持命令を受けた者は、第217条第1項による要件を満たしていないか、満たすことが出来なくなった場合、訴訟記録を保管している法院(訴訟記録を保管している法院がない場合には、秘密維持命令を下した法院)に秘密維持命令の取消を申請することが出来る。

②法院は、秘密維持命令の取消申請に対する裁判がある場合にはその決定書をその申請した者及び相手方に送達しなければならない。

③秘密維持命令の取消申請に対する裁判に対しては、即時抗告することができる。

④秘密維持命令を取消しする裁判は、確定されなければその効力が発生しない。

⑤秘密維持命令を取消しする裁判をした法院は、秘密維持命令の取消を申請した者又は相手方に該当営業秘密に関する秘密維持命令を受けた者がある場合には、その者に即時秘密維持命令の取消裁判をした事実を知らせなければならない。

<新設 2013.5.28>

第 219 条 【訴訟記録閲覧などの請求通知など】

①秘密維持命令が下された訴訟(全ての秘密維持命令が取消された訴訟は除く)に関する訴訟記録に対して、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の決定があった場合に、当事者が同項で規定する秘密記載部分の閲覧などの請求をしたが、その請求手続を該当訴訟で秘密維持命令を受けていない者が行った時には、法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補(以下、この条で「法院事務官等」とする)は、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の申請をした当事者(その閲覧などの請求をした者は除く。以下、第 3 項で同じ)にその請求直後にその閲覧などの請求があつたとする事実を知らせなければならない。

②第 1 項の場合に法院事務官などは、第 1 項の請求があつた日から 2 週間が過ぎる時まで(その請求手続を行つた者に対する秘密維持命令申請がその期間内になされた場合には、その申請に対する裁判が確定される時点まで)その請求手続を行なつた者に、第 1 項の秘密記載部分の閲覧などを許可してはいけない。

③第 2 項は、第 1 項の閲覧などの請求をした者に第 1 項の秘密記載部分の閲覧などを許可することに対し、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項の申請をした当事者全員の同意がある場合には、適用されない。

〈新設 2013.5.28〉

第 11 章 罰 則 <改正 2013.5.28>

第 220 条 【侵害罪】

①デザイン権又は専用実施権を侵害した者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することが出来ない。

〈新設 2013.5.28〉

第 221 条 【偽証罪】

①この法により、宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許審判院に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をした場合には、5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の規定による罰を犯した者が、その事件のデザイン登録可否決定、デザイン一部審査登録異議申立に対する決定又は審決が確定される前に自首した場合には、その刑を減輕するか免除することができる。

〈新設 2013.5.28〉

第 222 条 【虚偽表示の罪】 第 215 条を違反した者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

〈新設 2013.5.28〉

第 223 条【虚偽行為の罪】 虚偽やその他の不正行為でデザイン登録又は審決を受けた者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

〈新設 2013.5.28〉

第 224 条【秘密維持命令違反罪】

①国内外で正当な事由無しに第 217 条第 1 項による秘密維持命令を違反した者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の罪は、秘密維持命令を申請した者の告訴がなければ、公訴を提起することが出来ない。

〈新設 2013.5.28〉

第 225 条【秘密漏洩罪等】

①特許庁又は特許審判院職員やその職員として在職した人が、デザイン登録出願中であるデザイン(ハーグ協定第 11 条により延期申請された国際デザイン登録出願中であるデザインを含む)に関して、職務上知り得た秘密を漏洩するか盗用した場合には、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

②特許庁又は特許審判院職員やその職員として在職した人が、第 43 条第 1 項による秘密デザインに関して職務上知り得た秘密を漏洩した場合には、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

③第 43 条第 4 項により秘密デザインを閲覧した者(第 43 条第 4 項第 4 号に該当する者は、除く)が、同条第 5 項を違反して閲覧した内容を無断で撮影・複写などの方法で取得するか知り得た内容を漏洩する場合には、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

④第 185 条第 1 項により秘密写本を閲覧した者が、同条第 2 項を違反して閲覧した内容を無断で撮影・複写などの方法で取得するか知り得た内容を漏洩・盗用する場合には、2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

〈新設 2013.5.28〉

第 226 条【専門機関などの役職員に対する公務員擬制】 第 59 条第 1 項による専門機関又は第 208 条によるデザイン文書電子化機関の役職員や役職員で在職した人は、第 225 条を適用する時に特許庁職員又はその職員として在職した人とみなす。

〈新設 2013.5.28〉

第 227 条【両罰規定】 法人の代表者や法人又は個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 220 条第 1 項、第 222 条又は第 223 条のいずれかに該当する違反行為をすれば、その行為者を罰する他に、その法人には次の各号の区分による罰

金刑を、その個人には該当条文の罰金刑を科する。但し、法人又は個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠っていない場合には、その限りではない。
<新設 2013.5.28>

1. 第 220 条第 1 項の場合 : 3 億ウォン以下の罰金
<改正 2016.4.28>

2. 第 222 条又は第 223 条の場合 : 6 千万ウォン以下の罰金
<改正 2016.4.28>

第 228 条 【没収等】

①第 220 条第 1 項に該当する侵害行為を造成した物又はその侵害行為から生じた物は、没収するか被害者の請求により被害者に交付することを宣告しなければならない。

②被害者は、第 1 項による物を受けた場合には、その物の価額を超過する損害額のみに対して賠償を請求することができる。

<新設 2013.5.28>

第 229 条 【過料】

①次の各号のいずれかに該当する者には、50 万ウォン以下の過料を賦課する。

1. 第 145 条により準用される「民事訴訟法」第 299 条第 2 項及び第 367 条により宣誓をした者として、特許審判院に対して虚偽陳述をした者

2. 特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関して、書類やその他の物の提出又は提示の命令を受けた者として、正当な理由無してその命令に従わない者

3. 特許審判院から証人、鑑定人又は通訳人として出席の要求を受けた人として、正当な理由無して出席要求に応じないか、宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した者

②第 1 項による過料は、大統領令で定めるところにより特許庁長が賦課・徵収する。

<新設 2013.5.28>

附 則 <1990.1.13>

第 1 条【施行日】 この法律は 1990 年 9 月 1 日 から施行する。

第 2 条【一般的経過措置】 この法律は附則第 3 条乃至第 7 条に別段の規定をした場合を除き、この法律の施行前に発生した事項にも適用する。但し、従前の規定により発生した効力に対しては影響を及ぼさない。

第3条【出願等についての経過措置】この法律の施行前に行ったデザイン登録出願に関する審査及び拒絶査定に関する不服抗告審判は従前の規定による。

第4条【権利設定された登録デザインの審判等についての経過措置】この法律の施行前に行ったデザイン登録出願により権利設定された登録デザインに関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は従前の規定による。

第5条【補正の却下についての経過措置】この法律の施行前に行った補正については従前の規定による。

第6条【デザイン権の収用等についての経過措置】この法律の施行前に請求したデザイン権の制限・収用・取消し・実施に関する処分、又は訴訟は従前の規定による。

第7条【審判の手続・費用及び損害賠償等に関する経過措置】この法律の施行前に請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手続・費用及び損害賠償等は従前の規定による。

附 則 <1993.3.6>

第1条【施行日】この法律は、公布した日から施行する<但し書省略>

第2条 乃至 第5条 省略

附 則 <1993.12.10>

第1条【施行日】この法律は 1994 年 1 月 1 日から施行する。

第2条【デザイン権の存続期間についての経過措置】この法律の施行前に設定されたデザイン権及びデザイン登録出願され設定されたデザイン権の存続期間は第 40 条第 1 項の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

第3条【デザイン登録料等の返還期間についての経過措置】この法律の施行前に誤りにより納付されたデザイン登録料及び手数料の返還については従前の規定による。

第4条【デザイン登録料の返還についての適用例】デザイン登録に関する無効審決の確定によるデザイン登録料の返還に関する第 36 条第 1 項第 2 号の改正規定はこの法律施行以後に無効審判が確定したものから適用する。

附 則 <1995.1.5>

第1条【施行日】この法律は 1998 年 3 月 1 日 から施行する。

第2条【係属中の事件に関する経過措置】

①この法律の施行前に審判が請求され、又は拒絶査定若しくは補正却下の決定に対する抗告審判が請求され係属中の事件はこの法律により特許審判院に審判が請求され係属中であるものとみなす。

②この法律の施行前に審決に対する抗告審判が請求され、又は審判請求書の却下決定に対する即時抗告が請求され係属中の事件はこの法律により特許法院に訴えが提起され係属中であるものとみなす。

第3条【不服を提起することができる事件等に関する経過措置】

①この法律施行当時に審判の審決、審判請求書の却下決定、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定が送達された事件であって、従前の規定による抗告審判所に不服をしなかったものに対してはこの法律施行日から30日以内に、審判の審決と審判請求書の却下決定に対しては第75条の規定により準用する特許法第186条第1項の規定による訴えを提起することができ、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定に対しては第72条の規定により準用する特許法第132条の3又は第132条の4の規定による審判を請求することができる。但し、この法律施行当時すでに従前の規定により不服期間が経過したものは、この限りでない。

②この法律施行当時に抗告審判の審決、抗告審判請求書の却下決定、抗告審判官の補正却下の決定が送達された事件であって、大法院に不服をしなかったものに対してはこの法律施行日から30日以内に大法院に不服をすることができる。但し、この法律施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

③この法律の施行前に大法院に不服が提起され係属中の事件及び第2項の規定による不服が提起される事件はこの法律により大法院に係属中、又は提起されたものとみなす。

第4条【再審事件に関する経過措置】附則第2条及び附則第3条の規定は係属中の再審事件についてこれを準用する。

第5条【書類の移管等】

①特許庁長は附則第2条第1項(附則第4条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許審判院長に移管しなければならない。

②特許庁長は附則第2条第2項(附則第4条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許法院長に移管しなければならない。この場合、書類の移管等に関し必要な事項は大法院規則で定める。

附 則 <1995.12.29>

第1条【施行日】 この法律は1996年7月1日から施行する。

第2条【審判の手続・費用及び損害賠償等についての経過措置】 この法律の施行前に行つた行為に対し請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手續・費用及び損害賠償等は従前の規定による。

附 則 <1997.4.10>

第1条【施行日】 この法律は 1997 年 7 月 1 日 から施行する。(但し書き省略)

第2条 乃至 第5条 省略

附 則 <1997.8.22>

第1条【施行日】 この法律は 1998 年 3 月 1 日 から施行する。

第2条【出願等についての経過措置】 この法律の施行前に行ったデザイン登録出願に関する審査及び拒絶査定に関する審判は従前の規定による。

第3条【登録デザインの審判等についての経過措置】 この法律の施行前に行ったデザイン登録出願により権利設定された登録デザインに関する審判、再審及び訴訟は従前の規定による。

第4条【補正の却下についての経過措置】 この法律の施行前に行った補正については、従前の規定による。

第5条【新規性喪失の例外認定についての適用例】 第 8 条第 1 項及び第 2 項の改定はこの法律施行後、最初に行うデザイン登録出願から適用する。

第6条【デザイン権の存続期間延長に関する適用例】 第 40 条第 1 項の改正規定はこの法律施行の後、最初にデザイン登録出願をして登録されたデザイン権から適用する。

第7条【他人のデザイン権等との関係に関する適用例】 第 45 条第 2 項の改正規定はこの法律施行の後、最初にデザイン登録出願をして登録されるデザイン権者又はその専用実施権者からこれを適用する。

附 則 <1998.9.23>

第1条【施行日】 この法律は 1999 年 1 月 1 日 から施行する。<但し書省略>

第2条 乃至 第5条 <省略>

附 則 <1999.9.7>

第1条【施行日】 この法律は 2000 年 10 月 1 日 から施行する。但し、第 5 条第 1 項の規定は 2003 年 1 月 1 日 から施行する。

第2条 乃至 第13条 <省略>

附 則 <2001.2.3>

第1条【施行日】 この法律は 2001 年 7 月 1 日 から施行する。但し第 36 条第 2 項及び第 3 項の改定規定は、公布の日より施行する。

第2条一般的結果措置】 この法律の施行当時提出したデザイン登録出願の登録要件・分割・変更・審査・デザイン登録・デザイン権・デザイン無審査登録異議の申立て・審判・再審・及び訴訟は従前の規定による。但し次の各号の 1 に該当する場合にはそれにあたらない。

1. 多デザイン登録出願において、デザイン別放棄をすることにあたっては第 31 条の 2 の改定規定を適用する。
2. 登録料の追加納付によるデザイン登録出願又はデザイン権を遡及し、存続を擬制するにあたっては第 33 条の 2 の改定規定を適用しない。
3. デザイン登録拒絶の内容の審判を請求するにあたっては、第 72 条の改定規定に準用する特許法第 140 条の 2 第 1 項但し書き及び第 3 項を適用する。

附 則< 2002.1.26 >

第1条【施行日】 この法律は 2002 年 7 月 1 日 から施行する。

第2条 乃至 第7条 <省略>

附 則< 2002.12.11 >

第1条【施行日】 この法律は公布後 5 月が経過した日から施行する。

第2条【デザイン無審査登録異議申立の処理に関する適用例】 第 30 条第 2 項の改正規定は、この法律の施行後、最初に申請されるデザイン無審査登録異議申立てから適用する。

附 則< 2004.12.31 >

第1条【施行日】 この法律は公布後 6 月が経過した日から施行する。

第2条【出願等に関する経過措置】 この法律施行前に行ったデザイン登録出願に関する登録要件・出願の変更・審査・審判・再審及び訴訟は、従来の規定による。

第3条【登録デザインの審判等に関する経過措置】 この法律施行前に行ったデザイン登録出願により権利設定された登録デザインに関する無審査登録異議申立て・審判・再審及び訴訟は、従来の規定による。

第4条【登・デザイン等名称変更に関する経過措置】 この法律施行当時の従来の規定による登録デザイン又はデザイン登録出願は、この法律の改正規定による登録デザイン又はデザイン登録出願とみなす。

第5条【他の法律の改正】

<以下省略>

附 則< 2005.5.31 >

第1条【施行日】 この法律は 2005 年 9 月 1 日から施行する。

附 則< 2006.3.3 >

第1条【施行日】 この法律は公布後 6 月が経過した日から施行する。

第2条乃至第6条 <省略>

附 則< 2007.1.3 >

第1条【施行日】 この法律は公布した日から施行する。但し、第 4 条後段、第 13 条第 2 項、第 16 条第 3 項、第 18 条第 3 項乃至第 6 項、第 23 条の 6、第 26 条第 2 項、第 29 条の 5 乃至第 29 条の 9、第 30 条第 2 項、第 36 条第 1 項第 3 号・第 2 項・第 3 項、第 50 条の 2、第 72 条後段及び第 81 条後段の改正規定は 2007 年 7 月 1 日から施行する。

第2条【秘密デザインに関する適用例】 第 13 条第 2 項の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以降最初に出願するデザイン登録出願から適用する。

第3条【先出願等に関する適用例】 ①第 16 条第 3 項の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以降最初にデザイン登録出願をした後、そのデザイン登録出願を放棄したり、デザイン登録出願に対して拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定されるものから適用する。
②第 23 条の 6 の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以降最初に出願したデザイン登録出願について拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定されるものから適用する。

第4条【出願の補正に関する適用例】 第 18 条第 3 項の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以降最初に補正する単独のデザイン登録出願から適用する。

第5条【デザイン登録拒絶決定に関する適用例】 第 26 条第 2 項の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以降最初に出願するデザイン無審査登録出願から適用する。

第6条【登録料等の返還に関する適用例】 第 36 条第 1 項第 3 号の改正規定と同条第 2 項及び第 3 項の改正規定中デザイン登録出願料に関する部分は、2007 年 7 月 1 日以降最初に出願するデザイン登録出願から適用する。

第7条【先出願による通常実施権に関する適用例】 第 50 条の 2 の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以降最初にデザイン登録出願をして同改正規定の要件を満たすものから適用する。

第8条【弁理士の報酬に関する適用例】 第 75 条の改正規定は、この法律施行後、弁理士が訴訟を代理するものから適用する。

第9条【登録料等の返還に関する経過措置】 2007年7月1日以前にデザイン登録取消決定又はデザイン登録を無効にするという審決が確定された場合において、第36条第1項第2号の登録料該当分の返還請求に関しては第36条第2項及び第3項の改定規定にかかわらず従前の第36条第3項の規定に従う。

附 則<2007.4.11>

第1条【施行日】 この法律は公布した日から施行する。<ただし書省略>

第2条乃至第5条 省略【秘密デザインに関する適用例】 第13条第2項の改正規定は、2007年7月1日以降最初に出願するデザイン登録出願から適用する。

第6条【他の法律の改正】

- ①デザイン保護法一部を次の通り改正する。第54条第1項中“「発明振興法」第8条第1項”を“「発明振興法」第10条第1項”とする。
- ②乃至④省略

第7条 省略

附 則<2007.5.17>

第1条【施行日】 この法律は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条【登録料等の返還に関する適用例】 第36条第3項の改正規定は、この法律施行当時、従前の規定による返還請求期間が経過していない登録料と手数料についても適用する。

附 則<2008.2.29>

第1条【施行日】 この法は、公布した日から施行する。但し、…<省略>…、附則第6条によって改正される法律中、この法の施行前に公布されたが施行日が到来しない法律を改正した部分は、それぞれ該当法律の施行日から施行する。

第2条乃至第5条 省略

第6条【他の法律の改正】

- ①について<740>省略

<741>デザイン保護法の一部を次の通り改正する。

第9条第6項前段、同条第7項、第11条第2項、第11条の2第2項、第12条第2項、第23条の2第1項本文、第31条第2項、第34条第2項、第35条第2項・第3項及び第78条第2項中“産業資源部令”を各々“知識経済部令”として、第31条の2第2項及び第62条第2項各号以外の部分中“産業資源部令”を各々“知識経済部令”とする。

<742>乃至<760> 省略

第 7 条 省略

附 則 <2008.12.26>

この法は、公布した日から施行する。

附 則<2009.1.30>(特許法)

第 1 条 【施行日】 この法は、2009 年 7 月 1 日から施行する。<ただし書き省略>

第 2 条から第 10 条 まで省略

第 11 条 【他の法律の改正】 デザイン保護法の一部を次の通り改正する。

第 89 条中、「特許法」第 229 条の 2 を「特許法」第 226 条の 2 とする。

附 則 <法律第 9764 号、2009.6.9>

第 1 条 【施行日】 同法は 2009 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条 【デザイン登録料の納付、追加納付及び保全などに関する適用例】 第 31 条、第 33 条、第 33 条の 2 及び第 33 条の 3 の改正規定は、同法の施行後、最初に登録料を納付、追加納付するか、保全するものから適用する。

第 3 条 【審判請求書などの補正に関する適用例】 第 72 条の 2 第 2 項及び第 72 条の 3 第 2 項の改正規定は、同法施行後、最初に審判を請求するものから適用する。

第 4 条 【一般的経過措置】 同法施行当時、従来の規定によって出願されたデザイン登録出願に関しては従来の規定に従う。

附 則 <法律第 10012 号、2010.2.4> (電子政府法)

第 1 条 【施行日】 同法は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。<但書省略>

第 2 条から第 4 条まで 省略

第 5 条 【他の法律の改正】

①について⑦まで省略

⑧デザイン保護法の一部を次の通り改正する。

第 77 条第 1 項第 3 号中「「電子政府法」第 30 条」を「「電子政府法」第 32 条第 2 項」とする。

⑨について⑯まで省略

第 6 条 省略

附 則 <法律 第 10809 号、2011.6.30>

同法は、「大韓民国とヨーロッパ連合及びその会員国間の自由貿易協定」が発効される日から施行される。

附 則 <法律第 11111 号、2011.12.2>

同法は、「大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換」が発効される日から施行する。

附 則 <法律第 11690 号、2013.3.23> (政府組織法)

第 1 条 【施行日】

- ① 同法は公布した日から施行する。
- ② 省略

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条 【他の法律の改正】

- ①から<453>まで省略

<454> 意匠保護法の一部を下記のように改正する。

第 4 条の 26 第 3 項、第 4 条の 27 第 1 項、同条第 4 項の前段、同条第 6 項、第 4 条の 28 第 1 項・第 4 項、第 4 条の 29 第 3 項、第 4 条の 30 第 4 項、第 9 条第 6 項の前段、同条第 7 項、第 11 条第 2 項、第 11 条の 2 第 2 項、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 第 1 項の本文、第 25 条の 3 第 3 項、第 31 条第 3 項、第 31 条の 2 第 2 項、第 33 条第 2 項、第 33 条の 2 第 3 項の各号外の部分、第 34 条第 2 項、第 35 条第 2 項・第 3 項、第 62 条第 2 項の各号外の部分、第 77 条の 2 第 1 項・第 3 項・第 5 項、同条第 6 項の前段及び第 78 条第 2 項の中、「知識経済部令」を各々産業通商資源部令にする。

附 則 <法律第 11962 号、2013.7.30.> (弁理士法)

第 1 条【施行日】 この法律は、公布後、6 ヶ月が過ぎた日から施行する。但し、…<省略>…、附則第 10 条第 5 項は、2014 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条から第 9 条まで 省略

第 10 条【他の法律の改正】

- ①から③まで省略
- ④デザイン保護法一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号、第29条の2第2項第1号の2、第29条の8第1項第3号、第72条の2第1項第2号、第72条の3第1項第2号及び第72条の26第2項第3号中“特許法人”を夫々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

⑤法律第11848号デザイン保護法全部改正法律一部を、次のように改正する。

第37条第1項第2号、第68条第2項第2号、第74条第1項第3号、第126条第1項第2号、第127条第1項第2号及び第150条第2項第3号中“特許法人”を夫々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

⑥省略

附 則 <法律第12288号、2014.1.21.>

この法律は公布した日から施行する。但し、法律第11848号デザイン保護法全部改正法律第86条第2項の改正規定は、2014年7月1日から施行する。

附 則 <法律第11848号、2013.5.28>

第1条 【施行日】 この法は、2014年7月1日から施行する。但し、第4条の改正規定及び附則第11条は2013年7月1日から施行し、第9章(第173条から第205条まで)の改正規定は、ハーグ協定が大韓民国に対してその効力が発生する日から施行する。

第2条 【一般的適用例】 この法は、この法施行後出願したデザイン登録出願から適用する。

第3条 【拡大された先出願の例外に関する適用例】 第33条第3項但し書の改正規定は、この法施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

第4条 【関連デザイン登録出願に関する適用例】

①第35条第1項の改正規定は、この法施行前の登録デザイン又はデザイン登録出願のみに類似するデザインとして、この法施行後1年内に関連デザインでデザイン登録出願されたものについても適用する。

②第35条第3項の改正規定は、この法施行前に専用実施権が設定されたデザイン権のデザインのみに類似するデザインとして、この法施行後関連デザインでデザイン登録出願されたものについても適用する。

第5条 【審判請求による補正に関する適用例】 第48条第4項第3号の改正規定は、この法施行前に出願されたデザイン登録出願について、この法施行後にデザイン登録拒絶決定を受けたものについても適用する。

第6条 【複数デザイン登録出願の補正却下決定による審査中止に関する適用例】 第49条第3項の改正規定は、この法施行前に出願された複数デザイン登録出願として、この法施行後その一部デザインについて、補正却下決定されたものについても適用する。

第 7 条 【職権補正に関する適用例】 第 66 条の改正規定は、この法施行前に出願されたデザイン登録出願として、この法施行後にデザイン登録決定される時にも適用する。

第 8 条 【複数デザインに対するデザイン一部審査登録異議申請に関する適用例】 第 68 条第 1 項の改正規定は、この法施行後出願したデザイン登録出願から適用する。

第 9 条 【登録料の追加納付及び返還などに関する適用例】 第 84 条第 1 項及び第 87 条第 1 項第 3 号の改正規定は、この法施行後に出願されたデザイン登録出願に対するものから適用する。

第 10 条 【デザイン権の存続期間に関する適用例】 第 91 条の改正規定は、この法施行後に出願され、デザイン登録されたデザイン権から適用する。

第 11 条 【複数登録デザインの放棄に関する適用例】 第 105 条の改正規定は、この法施行前に複数デザイン登録されたデザイン権に対しても適用する。

[施行日 : 2013.7.1] 第 11 条

第 12 条 【デザイン登録無効審判に関する適用例】 第 121 条第 1 項の改正規定は、この法施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

第 13 条 【権利範囲確認審判に関する適用例】 第 122 条の改正規定は、この法施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

第 14 条 【禁治産者などに対する経過措置】 第 4 条第 1 項の改正規定による被成年後見人及び被限定後見人には、法律第 10429 号民法一部改正法律附則第 2 条により、禁治産又は限定治産宣告の効力が維持される者を含むものとみなす。

第 15 条 【類似デザインに関する経過措置】 この法施行当時、従来の規定により類似デザインで登録出願されたか登録されたデザインについては、関連デザインに関する第 35 条、第 37 条、第 49 条、第 54 条、第 62 条、第 91 条、第 92 条、第 96 条、第 97 条及び第 121 条の改正規定にもかかわらず従来の規定による。

第 16 条 【従来法律の改正による放棄・拒絶決定された出願の先出願否認定に関する経過措置】 2007 年 7 月 1 日前にデザイン登録出願をした後、その出願を放棄したかその出願に対して拒絶決定又は拒絶するとする趣旨の審決が確定されたものについては、従来の規定(法律第 8187 号デザイン保護法一部改正法律で改正される前の法第 16 条第 3 項をいう)による。

第 17 条 【従来法律の改正による拒絶決定された出願のデザイン公報掲載に関する経過措置】 2007 年 7 月 1 日前にデザイン登録出願をした後、その出願について拒絶決定又は拒絶するとする趣旨の審決が確定されるものについては、法律第 8187 号デザイン保護法一部改正法律第 23 条の 6(この法第 56 条の改正規定に該当する)を適用しない。

第 18 条 【従来法律の改正による先出願による通常実施権に関する経過措置】 2007 年 7 月 1 日前に出願したデザイン登録出願については、先出願による通常実施権の要件を備えた場

合でも、法律第 8187 号デザイン保護法一部改正法律第 50 条の 2(この法第 101 条の改正規定に該当する)を適用しない。

第 19 条 【他の法律の改正】

①法院組織法一部を次の通り改正する。

第 28 条の 4 第 1 号及び第 54 条の 2 第 2 項中“「デザイン保護法」第 75 条”を、“「デザイン保護法」第 166 条”とする。

②実用新案法一部を次の通り改正する。

第 27 条第 2 項中“「デザイン保護法」第 61 条”を、“「デザイン保護法」第 112 条”とする。

③特許法一部を次の通り改正する。

第 55 条第 3 項中“「デザイン保護法」第 45 条及び第 52 条第 3 項”を、“「デザイン保護法」第 95 条及び第 103 条第 3 項”とする。

第 102 条第 4 項中“「デザイン保護法」第 70 条”を、“「デザイン保護法」第 123 条”とする。

第 105 条第 2 項中“「デザイン保護法第 61 条の規定により準用される第 118 条第 1 項”を、“「デザイン保護法」第 104 条第 1 項”とする。

第 20 条 【他の法令との関係】この法施行当時、他の法令で従来の「デザイン保護法」の規定を引用している場合に、この法の中にそれに該当する規定があれば、従来の規定の代わりにこの法の該当規定を引用したものとみなす。

附 則 <法律第 11962 号、2013.7.30> (弁理士法)

第 1 条 【施行日】この法は、公布後、6 ヶ月が経過した日から施行する。但し、…<省略>…、附則第 10 条第 5 項は 2014 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条から第 9 条 まで省略

第 10 条 【他の法律の改正】

①から④まで省略

⑤法律第 11848 号デザイン保護法全部改正法律一部を次の通り改正する。

第 37 条第 1 項第 2 号、第 68 条第 2 項第 2 号、第 74 条第 1 項第 3 号、第 126 条第 1 項第 2 号、第 127 条第 1 項第 2 号及び第 150 条第 2 項第 3 号中、「特許法人」を各々「特許法人・特許法人(有限)」とする。

⑥ 省略

附 則 <法律第 13840 号、2016.1.27>

第 1 条【施行日】この法律は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条【デザイン権の回復申請に関する適用例】 第 84 条第 3 項の改正規定は、この法律施行後最初にデザイン権の回復を申請した場合から適用する。

第 3 条【従前の「国民基礎生活保障法」第 5 条の規定による受給権者のデザイン登録出願に関する経過措置】 この法律施行前にしたデザイン登録出願に関しては、第 86 条第 2 項の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

第 4 条【登録料の返還に関する適用例】 第 87 条第 1 項第 2 号の改正規定は、この法律施行後最初のデザイン権を放棄した場合から適用する。

第 5 条【補正却下の決定、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定が取り消された場合の適用例】 第 87 条第 1 項第 4 号の改正規定は、この法律施行後最初の補正却下の決定、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定が取消された審判請求(再審請求を含む。以下附則において同じ。)から適用する。

第 6 条【審判請求が決定で却下された場合の適用例】 第 87 条第 1 項第 5 号の改正規定は、この法律施行後最初の却下の決定が確定した審判請求から適用する。

第 7 条【参加申込を取下げた場合の適用例】 第 87 条第 1 項第 6 号の改正規定は、この法律施行後最初の取下げ参加申請から適用する。

第 8 条【参加申請が決定に拒否された場合の適用例】 第 87 条第 1 項第 7 号の改正規定は、この法律施行後最初の決定に拒否された参加申請から適用する。

第 9 条【審判請求を取下げた場合の適用例】 第 87 条第 1 項第 8 号の改正規定は、この法律施行後最初の取下げ審判請求から適用する
〈改正 2016.4.28〉

附 則 <法律第 14032 号、2016.2.29.>

第 1 条【施行日】 このことは公布された日から施行する。

第 2 条【手続きの今後補完に関する経過措置】 この法が施行当時従前の規定によって手続を追後補完できる期間が既に経過された場合には、第 19 条の改正規定にもかかわらず従前の規定にしたがう。